

政令第三百四十六号

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令

内閣は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）を実施するため、この政令を制定する。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第一条 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

「第三章 削除

目次中「第二十一条の四」を「第二十一条の三」に、

第四章 給付（第二十三条―第二十七条）」

を

「第三章 給付

第一節 通則（第二十二條・第二十三條）

第二節 短期給付（第二十三条の二―第二十四条）

第三節 長期給付（第二十五条―第二十五条の十二）

第四節 給付の制限（第二十六条・第二十七条）

第四章 実施機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用（第二十七条の二・第二十七条の

に、「第五章の二」を「第六章」に、「第六章」を「第七章」に、「第三十三条」を「第三十八条

三）」

」に改め、「第七章 削除」を削り、「第六十六条」を「第六十五条」に、「第六十六条の二」を「第六十六条」に改める。

第一条中「給料」を「報酬」に改め、「組合」の下に「、厚生年金保険給付組合積立金」、「退

職等年金給付組合積立金」を加え、「災害給付積立金」、「長期給付積立金」、「国の組合」、「受給権者」、「地方公共団体の長」を「厚生年金保険給付調整積立金」、「退職等年金給付調整積立金」、「受給権者」、「標準期末手当等の額」、「短期給付」、「標準報酬の月額」若しくは「標準報酬の日額」、「国の組合」、「長期給付」、「厚生年金保険給付」、「退職等年金給付」、「掛金等」、「継続長期組合員」に改め、「団体職員」若しくは「団体組合員」を削り、「特定共済組合」を「若しくは「特定共済組合」に改め、「警察職員」若しくは「特例継続組合員」若しくは「特例継続掛金」及び、「障害共済年金」若しくは「遺族共済年金」を削り、「国の旧法」若しくは「国の新法」を「国の新法」、「国の旧法」に改め、「国の旧長期組合員」を削り、「地方公務員等共済組合法」の下に「昭和三十七年法律第百五十二号。」を、「第三条第一項」の下に「第二十四条、第二十四条の二」を加え、「第三十六条第一項」を削り、「第四十条第二項ただし書、第四十三条第一項、第百条」を「第三十八条の八の二第一項、第四十二条第一項、第四十四条第一項、第五十四条の二、第五十七条第一項第二号、第七十四条、第七十五条第一項、第七十六条、第百十四条第一項、第百四十条第二項」に改め、「第百四十四条の三第一項若しくは第三項」を削り、「附則第十八条第一項」を「若しくは附則

第十八条第一項」に改め、「附則第二十八条の四第一項若しくは附則第二十八条の七第四項」を削り、「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（」の下に「昭和三十七年法律第百五十三号。」を加え、「第四号の二」を削り、「第三十六号」を「第三十五号の二から第三十七号まで、第三十九号」に改め、「組合」の下に「厚生年金保険給付組合積立金、退職等年金給付組合積立金」を加え、「災害給付積立金、長期給付積立金、国の組合、受給権者、地方公共団体の長」を「厚生年金保険給付調整積立金、退職等年金給付調整積立金、受給権者、標準期末手当等の額、短期給付、標準報酬の月額若しくは標準報酬の日額、国の組合、長期給付、厚生年金保険給付、退職等年金給付、掛金等、継続長期組合員」に改め、「団体職員若しくは団体組合員」を削り、「特定共済組合」を「若しくは特定共済組合」に改め、「警察職員若しくは特例継続組合員若しくは特例継続掛金」及び「障害共済年金若しくは遺族共済年金」を削り、「国の旧法若しくは国の新法」を「国の新法、国の旧法」に改め、「国の旧長期組合員」を削る。

第五条を次のように改める。

（報酬）

第五条 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項に規定する手当のうち政令で定めるものは、次に掲げる手当とする。

一 特定任期付職員業績手当

二 任期付研究員業績手当

三 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。）

四 退職手当

五 三月を超える期間ごとに支給される手当（前各号に掲げる手当を除く。）

2 法第二条第一項第五号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る同条第一項に規定する給料（以下「給料」という。）及び報酬に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「報酬に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める報酬又は給与のうち同条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

- 一 地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十八条（地方公営企業等の労働関係に関する法律第十七条第一項及び附則第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける職員
地方公営企業法第三十八条第一項に規定する給与
 - 二 特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員 同法第四十八条第一項に規定する報酬
 - 三 特定地方独立行政法人の職員 地方独立行政法人法第五十一条第一項に規定する給与
 - 四 第二条第三号に掲げる者 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第七条に規定する給与
 - 五 第二条第四号の二に掲げる者 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第二条第三項に規定する報酬及び同法第六条第二項に規定する給与
 - 六 第二条第五号に掲げる者 地方自治法第二百三条の二第一項に規定する報酬
- 第五条の二第一項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削り、「特定任期付職員業績手当及び任期付研究員業績手当」を「前条第一項第一号、第二号及び第五号に掲げる手当」に改め、同条第二項を次の

ように改める。

2 法第二条第一項第六号に規定する地方自治法第二百四条の規定の適用を受けない職員についての同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる同条第二項に規定する手当（以下「期末手当等に含まれる手当」という。）に準ずるものとして政令で定めるものは、前条第二項各号（第六号を除く。）に掲げる職員の区分に応じ、当該各号（第六号を除く。）に定める報酬又は給与のうち同法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものとする。

第十一条中「従い」を「応じ」に、「掲げる組合会」を「定める組合会」に改める。

第十五条の見出しを「（厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立て）」に改め、同条中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を、「除く」の下に「。以下この条において同じ」を加え、「主務省令で定めるところにより、毎事業年度の末日において、当該組合の当該事業年度における長期給付（」を「毎事業年度、当該組合の厚生年金保険給付（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十四条の五第一項に規定する拠出金（第二十一条の二第一項及び第三十条の五において

「厚生年金拠出金」という。）及び」に、「第九十四条の二第一項」を「第九十四条の二第二項」に改め、「の負担」を削り、「以下この条及び第二十一条の二」を「次項及び次条第一項」に、「業務上の余裕金を、長期給付に充てるべき積立金」を「経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を厚生年金保険給付組合積立金」に、「積み立てなければならない」を「積み立てるものとする」に改め、同条に次の三項を加える。

2 組合は、毎事業年度、当該組合の厚生年金保険給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の厚生年金保険給付組合積立金を取り崩すものとする。

3 組合は、毎事業年度、当該組合の退職等年金給付に係る経理において損益計算上利益を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額を退職等年金給付組合積立金として積み立てるものとする。

4 組合は、毎事業年度、当該組合の退職等年金給付に係る経理において損益計算上損失を生じたときは、当該事業年度の末日において、その額の退職等年金給付組合積立金を取り崩すものとする。

第十六条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用）」を付し、同条第一項中「組合の」を「組合は、」に、「

の運用は」を「(厚生年金保険給付組合積立金その他の厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金(以下「厚生年金保険給付組合積立金等資金」という。))及び退職等年金給付組合積立金その他の退職等年金給付に係る業務上の余裕金(以下「退職等年金給付組合積立金等資金」という。))を除く。以下この条において同じ。)の運用を」に、「するものとする」を「行わなければならない」に改め、同項第一号中「預金」の下に「又は貯金」を加え、同項第二号中「対する」の下に「資金の」を加え、同項第三号中「限る」の下に「。次条第一項第三号において同じ」を加え、同項第四号中「国債、地方債」を「国債証券、地方債証券」に改め、「有価証券」の下に「(金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。)」を加え、同項第五号中「取得」の下に「、譲渡又は貸付け」を加え、同項第六号中「限る」の下に「。次条第一項第四号において同じ」を加え、同項に次の一号を加える。

七 当該組合の経理単位(主務省令で定めるところによりその経理について設けられる区分をいう。次条第一項第十一号において同じ。)に対する資金の貸付け

第十六条第三項中「。次項及び第五項において同じ」を削り、「国債、地方債」を「国債証券、地方債

証券」に改め、「不動産の取得」の下に「、譲渡若しくは貸付け」を加え、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項中「不動産の取得」の下に「、譲渡若しくは貸付け」を加え、「国債、地方債」を「国債証券、地方債証券」に改め、同項を同条第四項とし、同条第七項中「法第二十五条の規定による」を削り、「について」を「に關し必要な事項」に、「主務大臣が」を「主務省令で」に改め、同項を同条第五項とする。

第十六条の次に次の二条を加える。

(厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用)

第十六条の二 組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。)は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の運用を、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号まで、第十号から第十三号まで、第十五号、第十八号及び第二十一号に掲げる有価証券、同項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)並びにこれらの有価証券に係

る標準物（同条第二十四項第五号に掲げる標準物をいう。第六号イ及び次項において「標準物」という。）の売買

二 預金又は貯金（年金積立金管理運用独立行政法人法（平成十六年法律第百五号）第二十一条第一項第二号の規定により厚生労働大臣が適当と認めて指定した預金又は貯金の取扱いを参酌して主務大臣が定めるものに限る。）

三 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託。ただし、運用方法を特定するものにあつては、次に掲げる方法により運用するものに限る。

イ 前二号及び第五号から第八号までに掲げる方法

ロ 金融商品取引業者（金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者をいう。第五号において同じ。）との投資一任契約（同条第八項第十二号ロに規定する契約をいう。）であつて組合が同号ロに規定する投資判断の全部を一任することを内容とするものの締結

四 組合員（長期給付に関する規定の適用を受けるものに限る。）を被保険者とする生命保険の保険料の払込み

五 第一号の規定により取得した有価証券（金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券（同項第六号から第九号まで、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。）に限る。）の株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者（同法第二十九条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者を除く。）に限る。）、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者に対する貸付け

六 次に掲げる権利の取得又は付与

イ 金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所（次号において「金融商品取引所」という。）の定める基準及び方法に従い、当事者の一方の意思表示により当事者間において債券（標準物を含む。）の売買契約を成立させることができる権利

ロ 債券の売買契約において、当事者の一方が受渡日を指定できる権利であつて、一定の期間内に当該権利が行使されない場合には、当該売買契約が解除されるもの（外国で行われる取引に係る売買

契約に係るものを除く。)

- 七 先物外国為替（外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買契約の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引（金融商品取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、金融商品取引法第二条第二十一項に規定する市場デリバティブ取引（同項第一号に掲げる取引に係るものに限る。）及び同条第二十三項に規定する外国市場デリバティブ取引（同号に掲げる取引に類似するものに限る。）に該当するもの（次号において「市場デリバティブ取引」という。）を除く。）の対象となるものをいう。）の売買
- 八 通貨オプション（当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引（市場デリバティブ取引に該当するものを除く。）を成立させることができる権利をいう。）の取得又は付与
- 九 不動産（あらかじめ主務大臣の承認を受けたものに限る。）の取得、譲渡又は貸付け
- 十 地方公共団体の一時借入れに対する資金の貸付け

十一 当該組合の経理単位に対する資金の貸付け（厚生年金保険給付組合積立金等資金にあつては退職等年金給付に係る経理単位に対するものを、退職等年金給付組合積立金等資金にあつては厚生年金保険給付に係る経理単位に対するものを除く。）

2 前項の規定により同項第一号に掲げる有価証券（国債証券、地方債証券、標準物その他主務省令で定めるものを除く。）を取得する場合においては、応募又は買入れの方法により行わなければならない。

3 組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金を合同して管理及び運用を行うことができる。

4 前三項に規定するもののほか、組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用に関し必要な事項は、主務省令で定める。

（資金の運用に関する契約）

第十六条の三 組合は、前二条の業務上の余裕金の運用に関して、次に掲げる契約を締結するときは、当該契約において、当該契約の相手方が委任を受けて他人のために資産の管理及び運用を行う者であつてその職務に関して一般に認められている専門的な知見に基づき慎重な判断を行うものが同様の状況の下

で払う注意に相当する注意を払うとともに、法令及び組合と締結した契約その他の規程を遵守し、組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない旨の規定を定めなければならない。

一 第十六条第一項第三号及び前条第一項第三号に掲げる信託の契約

二 前条第一項第三号ロに規定する投資一任契約

三 第十六条第一項第六号及び前条第一項第四号に掲げる生命保険の保険料の払込みの契約

第十七条に見出しとして「(厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金以外の資金の運用計画)」を付し、同条中「余裕金」の下に「(厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金を除く。)」を加える。

第十七条の二第一項中「この節において」を削り、同項第一号中「法による長期給付」を「厚生年金保険給付を受ける権利の裁定又は退職等年金給付」に、「その」を「これらの」に改め、同項第二号中「法による年金である給付」を「厚生年金保険給付又は退職等年金給付」に、「その」を「これらの」に改め、同項第三号中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に、「公務上の災害又は通勤による災害」を「退職等年金給付を受ける権利の決定に関し公務上の災害」に改め、同項第四号中「法第七十七条第一

項の規定により法による年金である給付」を「厚生年金保険法第九十六条第一項の規定により厚生年金保険給付の支給を受ける者に対し、又は法第八十五条第一項の規定により退職等年金給付」に、「対して」を「対し、」に改め、同項第五号中「長期給付」を「厚生年金保険給付に係る業務上の余裕金及び退職等年金給付」に、「を管理する」を「の管理及び運用を行う」に改める。

第十七条の三及び第十八条を次のように改める。

（構成組合に業務の一部を行わせる場合の技術的読替え）

第十七条の三 法第二十七条第四項の規定により市町村連合会が同条第二項に規定する業務の一部を構成組合に行わせる場合における法第十二条第一項、第三十四条第一項、第四十二条第二項、第八十五条第一項及び第四百四十四条の二十五の規定並びに第十六条の二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

法第十二条第一項	業務	
		業務（第二十七条第二項に規定する構成組合（以下この項において「構成組合」という。）にあつては、同

		<p>条第四項の規定により当該構成組合が行うこととされた業務を含む。以下この条において同じ。）</p>
<p>法第三十四条第一項</p>	<p>業務</p>	<p>業務（第二十七条第四項の規定により構成組合に行わせることとされた業務を除く。次項及び第三項において同じ。）</p>
<p>法第四十二条第二項</p>	<p>組合</p>	<p>構成組合（第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。第八十五条第一項及び第四百四十四条の二十五において同じ。）</p>
<p>法第八十五条第一項</p>	<p>組合</p>	<p>構成組合</p>
<p>法第四百四十四条の二十</p>	<p>組合又は</p>	<p>市町村連合会若しくは構成組合又は</p>

五	第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る業務上の余金 裕金及び退職等年金給付に係る業務上の余裕金
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	構成組合（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）	
厚生年金保険給付組合積立金等資金	退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付に係る業務上の余金	
退職等年金給付組合積立金等資金	を、次に掲げる方法	退職等年金給付に係る業務上の余金	
を、次に掲げる方法	を、次に掲げる方法（組合員の福祉	を、次に掲げる方法（組合員の福祉	

	<p>第十六条の二第三項</p> <p>組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金</p>	<p>の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資する方法として総務大臣が定めるものに限る。）</p>
	<p>第十六条の二第四項</p> <p>組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金</p>	<p>退職等年金給付に係る業務上の余裕金</p>
	<p>退職等年金給付組合積立金等資金</p>	<p>退職等年金給付に係る業務上の余裕金</p>

（災害給付積立金の払込み）

第十八条 構成組合は、災害給付積立金（法第三十六条第一項に規定する災害給付積立金をいう。附則第

三条及び第五十条の二第四項において同じ。）に充てるため、毎年一月、四月、七月及び十月の十日までに、それぞれの月の前三月の組合員の標準報酬等合計額（標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の合計額をいう。以下同じ。）の総額の千分の〇・六に相当する金額を市町村連合会に払い込まなければならぬ。

第十九条中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合」を「構成組合」に、「当該組合」を「当該構成組合」に改める。

第二十条を次のように改める。

（準用規定）

第二十条 第十条、第十一条各号列記以外の部分及び第十二条から第十四条までの規定は市町村連合会の総会について、第十五条の規定は市町村連合会の厚生年金保険給付組合積立金及び退職等年金給付組合積立金の積立てについて、第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は市町村連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読

み替えるものとする。

<p>第十一条各号列記以外の部分</p>	<p>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める組合会の議員及び当該各号に定める組合会の議員以外の組合会の議員</p>	<p>議員</p>
<p>第十三条</p>	<p>それぞれの議員</p>	<p>議員</p>
<p>他の議員</p>	<p>他の議員（当該出席することができない議員が法第二十七条第二項に規定する構成組合（以下この節において「構成組合」という。）の理事長である議員である場合には、他の議員又は法第十二条第一項の規定により当該組合の理事長が指定した者）</p>	<p>議員</p>

第十四条第三項	組合	市町村連合会
第十五条第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	市町村連合会
第十五条第二項から第四項まで	当該組合 組合は	市町村連合会は
第十六条第一項	組合は	市町村連合会は
第十六条第一項第二号	地方公共団体の一時借入れ	構成組合の借入れ
第十六条第一項第六号	組合員	構成組合の組合員
第十六条第一項第七号	当該組合	市町村連合会
	主務省令	総務省令

第十六条第二項	組合	市町村連合会
第十六条第三項	組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）	市町村連合会
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	市町村連合会
第十六条の二第一項第三号ロ	組合	市町村連合会
第十六条の二第一項第四号	組合員	構成組合の組合員
第十六条の二第一項第十号	地方公共団体の一時借入れ	構成組合の借入れ

第十六条の二第一項第十一号	当該組合	市町村連合会
第十六条の二第三項	組合は	市町村連合会は
第十六条の二第四項	組合の	市町村連合会の
第十六条の三	組合	市町村連合会

第二十一条の見出しを「(厚生年金保険給付調整積立金及び退職等年金給付調整積立金の払込み)」に改め、同条第一項中「組合(」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「長期給付積立金」を「厚生年金保険給付調整積立金」に、「当該事業年度の末日において第十五条(前条において準用する場合を含む。以下この節において同じ。)の規定により積み立てるべき積立金の」を「厚生年金保険給付組合積立金のうちから、」に、「増加見込額に、」を「厚生年金保険給付組合積立金の増加見込額に」に、「金額を、」を「ものを」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 組合は、退職等年金給付調整積立金に充てるため、毎事業年度、総務省令で定めるところにより、法第百十三条第二項第三号に規定する掛金及び負担金の見込額の百分の五に相当する金額を地方公務員共

済組合連合会に払い込まなければならない。

第二十一条の二の見出し中「長期給付」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金並びに退職等年金給付」に改め、同条中「長期給付」を「厚生年金拠出金又は基礎年金拠出金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 地方公務員共済組合連合会は、組合の請求に基づき、当該組合の退職等年金給付に要する資金が不足していると認められるときは、総務省令で定めるところにより、必要な資金を当該組合に交付する。

第二十一条の三を次のように改める。

(準用規定)

第二十一条の三 第十六条第一項から第三項まで及び第五項、第十六条の二並びに第十六条の三の規定は、地方公務員共済組合連合会の業務上の余裕金の管理及び運用について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十六条の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金
----------	------------------	------------------

第十六条第一項	及び退職等年金給付組合積立金等資金	及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条第一項	組合は （厚生年金保険給付組合積立金 厚生年金保険給付組合積立金等資金 及び退職等年金給付組合積立金 退職等年金給付組合積立金等資金	地方公務員共済組合連合会は （厚生年金保険給付調整積立金 厚生年金保険給付調整積立金等資金 及び退職等年金給付調整積立金 退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条第一項第二号	地方公共団体の一時借入れ	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ
第十六条第一項第六号	組合員	全ての組合の組合員
第十六条第一項第七号	当該組合	地方公務員共済組合連合会

	主務省令	総務省令
第十六条第二項	組合	地方公務員共済組合連合会
第十六条第三項	組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二の見出し	厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金	厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の二第一項	組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この条において同じ。）	地方公務員共済組合連合会
第十六条の二第一項第三号ロ	組合	地方公務員共済組合連合会

<p>第十六条の二第一項第四号</p>	<p>組合員</p>	<p>全ての組合の組合員</p>
<p>第十六条の二第一項第十号</p>	<p>地方公共団体の一時借入れ</p>	<p>組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。）又は市町村連合会の借入れ</p>
<p>第十六条の二第一項第十一号</p>	<p>当該組合</p>	<p>地方公務員共済組合連合会</p>
<p>第十六条の二第三項</p>	<p>組合は、厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金</p>	<p>地方公務員共済組合連合会は、厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退職等年金給付調整積立金等資金</p>
<p>第十六条の二第四項</p>	<p>組合の厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立</p>	<p>地方公務員共済組合連合会の厚生年金保険給付調整積立金等資金及び退</p>

	金等資金	職等年金給付調整積立金等資金
第十六条の三	組合	地方公務員共済組合連合会

第二十一条の四を削る。

第三章の章名を次のように改める。

第三章 給付

第三章中第二十二條の前に次の節名を付する。

第一節 通則

第二十二條を次のように改める。

(組合員の資格取得時における標準報酬の特例)

第二十二條 法第四十三條第八項後段の規定により定める報酬月額は、組合員の資格を取得した日の現在の報酬が日により支給されるものであるときは、当該組合員の資格を取得した日の属する月前一月間に同様の職務に従事し、かつ、同様の報酬を受ける者が受けた報酬の額を平均した金額とし、当該組合員の資格を取得した日の現在の報酬が週その他日及び月以外の一定期間により支給されるものであるとき

は、その報酬の額をその支給される期間の総日数をもつて除して得た額の三十倍に相当する金額とする。
第四章の章名を削る。

第二十三条を次のように改める。

(支払未済の給付を受けるべき者の順位)

第二十三条 法第四十七条第三項に規定する同条第一項の規定による給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子（死亡した者が法第七十六条第三号に規定する公務遺族年金（以下「公務遺族年金」という。）の受給権者である夫であつた場合における組合員又は組合員であつた者の子であつて、その者の死亡によつて公務遺族年金の支給の停止が解除されたものを含む。）、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。

第二十三条の次に次の節名を付する。

第二節 短期給付

第二十三条の三第一項中「給料の額は、」を「報酬の額は」に、「給料の額とし」を「標準報酬の月額とし」に、「二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である

組合員については、一)で除して得た額」を「二十八万円」に改める。

第二十三条の三の四第一項第二号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一。次号及び第四号において同じ。）で除して得た額以上である」を「以上の」に改め、同項第三号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を「以上八十三万円」に改め、同項第四号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に改め、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を削る。

第二十三条の三の七第一項第二号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に改め、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一。次号及び第四号において同じ。）で除して得た額」を削り、同項第三号中「給料の額」を「標準報酬の月額」に、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を「以上八十三万円」に改め、同項第四号中「給料の額」を「標準報酬の月額

」に改め、「を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額」を削る。

第二十三条の五の二を削る。

第二十三条の六第二項第一号中「（以下「旧国民年金法」という。）」を削り、同項第二号中「（昭和二十九年法律第百十五号）」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第三十六条第五項に規定する改正前国共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金

第二十三条の六第二項第五号を次のように改める。

五 平成二十四年一元化法附則第六十条第五項に規定する改正前地共済法による職域加算額のうち退職を給付事由とするもの及び平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職を

給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金

第二十三条の六第二項第六号を次のように改める。

六 平成二十四年一元化法附則第七十八条第三項に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの及び

平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち退職を給付事由とするもの

第二十三条の六第二項第七号中「管掌者」を「実施者」に改める。

第二十三条の六の二から第二十三条の八までを削る。

第二十四条の見出し中「給料」を「報酬」に改め、同条第一項各号中「給料の全部又は一部の金額に第

二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じ

て得た金額（休業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額）」を「報酬の額」に

改め、同条第二項中「当該傷病手当金」を「前項の規定の適用」に、「前項」を「同項各号」に、「（休

業手当金の給付を受ける者にあつては、給料の全部又は一部の金額）」を「報酬の額」に改め、「とある

のは、「」の下に「報酬の額」を加え、「乗じて得た金額」を「報酬の額」に、「として、同項の規定を適用する」を「とする」に改める。

第二十四条の次に次の節名を付する。

第三節 長期給付

第二十五条から第二十五条の四までを次のように改める。

(付与率を定める際に勘案する事情)

第二十五条 法第七十七条第二項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法による退職等年金給付が国の組合の組合員であつた者及びその遺族の適当な生活の維持を図ることを目的とする年金制度の一環をなすものであること、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額（同号に規定する地方の積立基準額をいう。以下同じ。）と国の積立基準額（国家公務員共済組合法第九十九条第一項第三号に規定する国の積立基準額をいう。以下同じ。）との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金（国家公務員共済組合法第二十一条第二項第二号ハに規定する退職等年金給付積立金をいう。

以下同じ。)の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

(基準利率を定める際に勘案する事情)

第二十五条の二 法第七十七条第四項に規定する政令で定める事情は、国の退職等年金給付積立金の運用の状況及びその見通しその他総務大臣が定める事情とする。

(受給権者の申出による支給停止を撤回した場合における終身退職年金算定基礎額及び有期退職年金算定基礎額の計算)

第二十五条の三 法第八十一条第二項の規定により、退職年金(法第七十六条第一号に規定する退職年金をいう。第二十五条の十一を除き、以下同じ。)の受給権者が法第八十一条第一項の申出を撤回した場合には、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の初日における当該受給権者の法第八十九条第一項に規定する終身退職年金算定基礎額は、当該申出による終身退職年金(法第八十七条第一項に規定する終身退職年金をいう。第二十七条第一項において同じ。)の支給の停止がなかつたものとして法第八十九条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とし、当該申出を撤回した日の属する月の翌月の

初日における当該受給権者の法第九十条第一項に規定する有期退職年金算定基礎額は、当該申出による有期退職年金（法第八十七条第一項に規定する有期退職年金をいう。第二十五条の五及び第二十五条の九第二項において同じ。）の支給の停止がなかつたものとして法第九十条第二項から第四項までの規定を適用して計算した額とする。

（地方公共団体の長の退職の取扱いに関する特例）

第二十五条の四 地方公共団体の長が退職した場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職の前後の地方公共団体の長であつた期間は、引き続きしたものと同みなし、当該退職に係る退職等年金給付は、支給しない。

- 一 任期満了による選挙の期日の告示がなされた後、その任期の満了すべき日前に退職した場合において、当該任期満了による選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。
- 二 退職の申立てを行つたことにより告示された選挙において当選人となり、再び地方公共団体の長となつたとき。

第二十五条の四の二及び第二十五条の四の三を削る。

第二十五条の五から第二十五条の十二までを次のように改める。

（有期退職年金の受給権が消滅した後再び就職した者に係る有期退職年金）

第二十五条の五 法第九十六条第二項の規定により有期退職年金を受ける権利を失つた者に法第八十八条第二項前段の規定により有期退職年金を支給する場合における法第七十七条第一項及び第九十三条第一項の規定の適用については、法第七十七条第一項中「組合員期間」とあるのは「組合員期間（第八十八条第二項の規定により組合員期間に含まれないものとされた組合員期間を除く。第九十条第二項及び第九十三条第一項第一号において同じ。）」と、法第九十三条第一項第一号中「金額（当該死亡した者が前条第一項の規定による一時金の請求をした者であるときは、当該二分の一に相当する金額から当該請求に基づき支払われるべき一時金の額に相当するものとして政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額）」とあるのは「金額」とする。

（終身年金現価率を定める際に勘案する事情）

第二十五条の六 法第八十九条第五項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第七十五条第四項に規定する基準利率（次条及び第四十五条第二項において「国の基準利率」という。）、同法第

七十八条第五項に規定する死亡率の状況及びその見通し、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

（有期年金現価率を定める際に勘案する事情）

第二十五条の七 法第九十条第五項に規定する政令で定める事情は、国の基準利率、法第百十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように定めることとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

（整理退職の場合の一時金に相当する一時金等）

第二十五条の八 法第九十二条第三項に規定する他の法令の規定で同条第一項の規定に相当するものとし

て政令で定めるものは、国家公務員共済組合法第七十九条の三第一項の規定とする。

2 法第九十二条第三項に規定する他の法令の規定で同条第二項の規定に相当するものとして政令で定めるものは、国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定とする。

3 法第九十二条第三項に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する他の退職に関し同条第二項又は国家公務員共済組合法第七十九条の三第二項の規定により支給すべき一時金の額に、当該他の退職をした日の前日の属する月の翌月から法第九十二条第一項に規定する退職をした日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率（法第七十七条第四項に規定する基準利率をいう。以下同じ。）を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

（遺族に対する一時金に係る給付算定基礎額から控除すべき金額等）

第二十五条の九 法第九十三条第一項第一号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる場合に該当する者が法第九十二条第二項又は第三項の規定により支給を受けた一時金の額に、同条第一項に規定する退職をした日の前日の属する月の翌月からその者の死亡した日の属する月までの

期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額に相当する金額とする。

2 法第九十三条第一項第三号に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、同号に掲げる場合に該当する者が最後に組合員となつた日（以下この項において「最終資格取得日」という。）の前日における有期退職年金の額に二百四十月（法第八十七条第二項の申出をしていた場合には、百二十月）から当該有期退職年金の給付事由が生じた日の属する月の翌月から最終資格取得日の属する月までの月数を控除した月数に応じた有期年金現価率を乗じて得た額に最終資格取得日の属する月からその者の死亡した日の前日の属する月までの期間に応じ、当該期間の各月において適用される基準利率を用いて複利の方法により計算された利子に相当する額を加えた額及び死亡した日を給付事由が生じた日と、組合員期間から最終資格取得日前の組合員期間を除いた期間を組合員期間とみなして法第九十条第二項の規定の例により計算した額の合計額とする。

（支給の繰下げの申出があつた場合における法第八十九条等の規定の適用）

第二十五条の十 法第九十四条第一項の申出があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、

第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第二項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	給付事由が生じた日から	第九十四条第一項の申出をした日（以下「繰下げ申出日」という。）から
第八十九条第三項及び第四項並びに第九十条第二項から第四項まで	給付事由が生じた日	繰下げ申出日
第九十一条第二項	支給の請求	第九十四条第一項の申出
第九十一条第三項及び第九十三条第一項第二	給付事由が生じた日	繰下げ申出日

(厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当する給付)

第二十五条の十一 法第九十八条第七項及び第四百四条第七項に規定する厚生年金保険法による年金たる保険給付に相当するものとして政令で定めるものは、次に掲げる給付とする。

- 一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（以下「平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）による退職共済年金（同項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前国共済法（以下この条において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法」という。）第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法附則第十二条の六

の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第九十八条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十年国の改正法」という。）附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、「障害共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第七十四条第二項に規定する遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法第九十条の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年金の額から除い

た額に相当する部分に限る。)

二 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第百五号。以下「昭和六十年国の改正法」という。)

第一条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法(以下「旧国共済法」という。)

による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金(当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び国民年金法による老齢基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額(以下この条において「老齢基礎年金相当額」という。))を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。)

、障害年金(当該障害年金の額(なお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令(平成二十七年政令第三百四十四号)第二条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和六十一年政令第五十六号。以下この条において「なお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令」という。))第四十二条第二項

の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百十分の十に相当する額及び国民年金法による障害基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「障害基礎年金相当額」という。）を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び国民年金法による遺族基礎年金の額に相当するものとして総務省令で定めるところにより計算した額（以下この条において「遺族基礎年金相当額」という。）を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

三 平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定に

より加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

四 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の法（以下「平成二十四年一元化法改正前の法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第六十一条の二第一項第二号に規定する旧職域加算額（以下この号において「旧職域加算額」という。）のうち退職共済年金に係るものに相当する金額、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化

前の法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法」という。）第八十条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第八十条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第二十条の二第二項第一号及び第三号に掲げる金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法附則第二十四条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法附則第二百二条の規定（平成二十四年一元化法附則第一条第三号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）以下この条において「なお効力を有する昭和六十年改正法」という。）附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、「障害共済年金（旧職域加算額のうち障害共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第八十八条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（旧職域加算額のうち遺族

共済年金に係るものに相当する金額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前の法第九十九条の三の規定により加算される金額並びになお効力を有する昭和六十年改正法附則第二十九条第一項並びに第三十条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

五 平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第八号。以下「昭和六十年改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（なお効力を有する昭和六十年改正法附則第四十八条第三項の規定を適用する場合（同条第一項の規定により算定した障害年金の額について適用する場合に限る。）は、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十七年政令第三百四十六号）第二条の規定による改

正前の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号。以下この号において「なお効力を有する昭和六十一年経過措置政令」という。）第四十四条第三項の規定の適用がないものとした場合の同条第二項各号に定める金額。以下この号において同じ。）の百十分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額がなお効力を有する昭和六十一年経過措置政令第四十九条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定によるもの）の百十分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

六 平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による退職共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第四十四条第一項の規定により加算されることとなる額、同法第四十条の三第四項の規定により加算されることとなる額、同法附則第九条の二第二項の規定により算定されることとなる額のうち同項第一号に掲げる額、同法附則第十三条の五第一項及び第四項の規定に

より加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第五十九条第二項及び第六十条第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第五十条の二第一項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（厚生年金保険法の規定を適用することとしたならば同法第六十二条第一項の規定により加算されることとなる額並びに昭和六十年国民年金等改正法附則第七十三条第一項並びに第七十四条第一項及び第二項の規定により加算されることとなる額に相当する額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

七 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち平成二十四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（以下「平成二十四年一元化法改正前私学共済法」という。）による退職共済年金（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用するなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前国共済法（以下この号において「なお効力を有する平成二十四年一元化法改正

前準用国共済法」という。)第七十四条第二項に規定する退職共済年金の職域加算額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十八条の二第四項の規定により加算される額、なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第十二条の四の二第二項第一号に掲げる金額及び同条第三項の規定により加算される金額並びになお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法附則第十二条の六の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する繰上げ調整追加額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第十六条第一項及び第四項並びに第十七条第二項の規定により加算される金額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。)、障害共済年金(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する障害共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第八十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。)、又は遺族共済年金(なお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第七十四条第二項に規定する

遺族共済年金の職域加算額及びなお効力を有する平成二十四年一元化法改正前準用国共済法第九十条の規定により加算される金額並びに私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第二十八条第一項並びに第二十九条第一項及び第二項の規定により加算される金額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

八 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百六号）第一条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という。）による退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（当該これらの年金である給付の額の百十分の十に相当する額及び老齡基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（当該障害年金の額（私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十年国の改正法附則第四十二条第一項ただし書の規定の適用があるときは、私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令第四十二条第

二項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項各号に定める金額。以下この号において同じ。

）の百十分の十に相当する額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（当該これらの年金である給付の額（遺族年金にあつては、その額が私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされるなお効力を有する昭和六十一年国の経過措置政令第四十八条第三項の規定によるものであるときは、同項の規定の適用がないものとした場合の同条第一項又は第二項の規定による額）の百十分の十に相当する額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）。

九 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第七十八条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧厚生年金保険法（以下この号において「なお効力を有する旧厚生年金保険法」という。）第四十三条第一項に規定する加給年金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。））、障害年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第五十条第一項第一号及び第二号に規定する

加給年金額並びに障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧厚生年金保険法第六十条第一項に規定する加給年金額及び遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十 旧船員保険法による老齢年金、通算老齢年金若しくは特例老齢年金（昭和六十年国民年金等改正法附則第八十七条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧船員保険法（以下この号において「なお効力を有する旧船員保険法」という。）第三十六条第一項の規定により加給される金額及び老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）及び障害年金（なお効力を有する旧船員保険法第四十一条の二第一項の規定により加給される金額及び障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金、通算遺族年金若しくは特例遺族年金（なお効力を有する旧船員保険法第五十条の三及び第五十条の三の二の規定により加給される金額並びに遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十一 平成十三年統合法附則第十六条第四項に規定する移行農林共済年金のうち退職共済年金（同条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成十三年統合法第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。以下この号において「なお効力を有する廃止前農林共済法」という。）第三十八条第一項に規定する加給年金額、なお効力を有する廃止前農林共済法附則第九条第二項第一号に掲げる額並びになお効力を有する廃止前農林共済法附則第十一条の三第一項に規定する繰上げ調整額及び同条第三項に規定する年齢到達時繰上げ調整追加額並びに平成十三年統合法附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する法律（昭和六十年法律第七七号。以下この号において「なお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改正法」という。）附則第十五条第一項及び第四項並びに第十六条第二項の規定により加算される額を当該退職共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十三条第一項に規定する加給年金額を当該障害共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族共済年金（なお効力を有する廃止前農林共済法第四十八条の規定により加算される額及びなお効力を有する廃止前昭和六十年農林共済改

正法附則第二十六条並びに第二十七条第一項及び第二項の規定により加算される額を当該遺族共済年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）

十二 平成十三年統合法附則第十六条第六項に規定する移行農林年金のうち退職年金、減額退職年金若しくは通算退職年金（老齢基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）、障害年金（障害基礎年金相当額を当該障害年金の額から除いた額に相当する部分に限る。）又は遺族年金若しくは通算遺族年金（遺族基礎年金相当額を当該これらの年金である給付の額から除いた額に相当する部分に限る。）

（公務障害年金の併給の調整）

第二十五条の十二 公務障害年金（法第七十六条第二号に規定する公務障害年金をいう。以下同じ。）の受給権者に対して更に公務障害年金を支給すべき事由が生じたとき（法第百条第一項の規定が適用される場合を除く。）は、法第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「退職年金」とあるのは、「退職年金、公務障害年金」と読み替えるものとする。

2 公務障害年金の受給権者が国家公務員共済組合法による公務遺族年金を受けることができるときは、

法第八十条の規定を準用する。この場合において、同条第一項第二号中「又は公務遺族年金」とあるのは、「公務遺族年金又は国家公務員共済組合法による公務遺族年金」と読み替えるものとする。

第二十五条の十三から第二十五条の十五までを削る。

第二十六条の前に次の節名を付する。

第四節 給付の制限

第二十六条を次のように改める。

(掛金等を納付しない場合の給付の制限)

第二十六条 組合が第三十条第二項の規定に該当する者に対し同項の通知をした場合において、同条第一項に定める日までに払込みが行われなかつた掛金等（以下この条において「未納掛金等」という。）の金額が、当該未納掛金等について法第百十五条第一項の規定による控除（第一号において「控除」という。）が行われなかつた月の翌月の末日（当該通知に係る第三十条第二項に規定する組合の指定した日）が当該末日後である場合には、当該指定した日。以下この項及び第三項において「納付期限」という。）までに完納されないときは、納付期限後に支給すべきその者に係る給付金については、当該組合は、

その額（法第四十八条又は第一百一十一条の規定の適用後の額をいう。）から主務省令で定める金額を控除した金額のうち、納付期限の翌日から未納掛金等を完納した日の前日までの日数に応じ未納掛金等について年十四・六パーセントの割合で計算した金額（以下この条において「給付制限額」という。）に達するまでの金額は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は納付期限までに完納しなかつたことにつきやむを得ない事情があると認められる場合は、この限りでない。

一 未納掛金等について控除が行われなかつた月分のその者の掛金等の額が千円未満であるとき。

二 その者の住所若しくは居所が国内にないため、又はその者の住所及び居所がともに明らかでないため、公示送達の方法によつて当該通知をしたとき。

三 給付制限額が十円未満であるとき。

2 前項本文の場合において、未納掛金等の一部について納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る給付制限額の計算の基礎となる未納掛金等は、その納付のあつた金額を控除した金額とする。

3 第一項本文の規定により支給しない金額がある場合において、その時までには組合が納付期限後に支給すべきその者に係る給付金について同項本文の規定により支給しなかつた金額があるときは、当該金額

に相当する部分の給付制限額は、ないものとみなす。

4 給付制限額を計算するに当たり未納掛金等に百円未満の端数があるとき、又は給付制限額に一円未満の端数があるときは、これらの端数は、切り捨てる。

5 前各項の規定は、市町村連合会について準用する。この場合において、第一項中「組合は」とあるのは「組合又は市町村連合会は」と、第三項中「組合」とあるのは「組合又は市町村連合会」と読み替えるものとする。

第二十六条の二から第二十六条の三十三までを削る。

第二十七条の見出しを「(刑に処せられた場合等の給付の制限)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

組合員又は組合員であつた者が次の各号に掲げる事由に該当した場合には、当該事由に該当したとき以後、その組合員期間に係る退職年金(終身退職年金に限る。以下この条において同じ。)又は公務障害年金の額のうち、当該各号に定める金額を支給しない。

第二十七条第一項第一号を次のように改める。

一 組合員又は組合員であつた者が禁錮以上の刑に処せられた場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

第二十七条第一項第二号中「懲戒処分によつて退職した場合 その」を「組合員が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（以下この号及び第四項において「懲戒処分」という。）によつて退職した場合 次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、その」に改め、「当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた」及び「に百分の五十」を削り、「得た割合」を「得た金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

第二十七条第一項第三号中「地方公務員法」を「組合員が地方公務員法」に、「当該停職」を「次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該停職」に、「月数が当該退職共済年金又は障害

共済年金の額の算定の基礎となつた組合員期間の月数」を「日数（当該日数が三百六十五日を超える場合にあつては、三百六十五日）が三百六十五日」に改め、「に百分の二十五」を削り、「得た割合」を「得た金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の二十五を乗じて得た金額

第二十七条第一項第四号中「退職手当支給制限等処分に相当する処分を」を「組合員（退職した後に再び組合員となつた者に限る。）又は組合員であつた者が法第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する国家公務員共済組合法第九十七条第一項に規定する退職手当支給制限等処分に相当する処分（以下「退職手当支給制限等処分に相当する処分」という。）を」に、「当該退職手当支給制限等処分に相当する処分」を「次に掲げる給付の区分に応じ、それぞれ次に定める金額に、当該退職手当支給制限等処分に相当する処分」に改め、「当該退職共済年金又は障害共済年金の額の算定の基礎となつた」及び「に百分の五十」を削り、「得た割合」を「得た金額」に改め、

、同号に次のように加える。

イ 退職年金 その組合員期間に係る退職年金の額

ロ 公務障害年金 その組合員期間に係る公務障害年金の額に百分の五十を乗じて得た金額

第二十七条第二項から第四項までを次のように改める。

2 公務遺族年金の受給権者が禁錮以上の刑に処せられた場合には、その者には、その刑に処せられたとき以後、当該公務遺族年金の額の百分の五十に相当する金額を支給しない。

3 前二項の場合において、これらの規定による給付の制限は、当該給付の制限を開始すべき月から、法第八十条第一項、第九十五条第一項、第一百一条、第一百五一条から第三項まで又は第一百六条第一項の規定により退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金の支給が停止されている月を除き通算して六十月に達するまでの間に限り、行うものとする。

4 前項に規定する給付の制限を開始すべき月とは、禁錮以上の刑に処せられ若しくは懲戒処分若しくは退職手当支給制限等処分に相当する処分を受けた日又は退職年金、公務障害年金若しくは公務遺族年金の給付事由の生じた日のいずれか遅い日の属する月の翌月をいい、同日において法第八十条第一項、第九十五条第一項、第一百一条、第一百五一条から第三項まで又は第一百六条第一項の規定により退職年金

、公務障害年金又は公務遺族年金に相当する金額の支給が停止されている場合にあつては、その停止すべき事由がなくなつた日の属する月の翌月をいう。

第二十七条第五項中「又はこれに」を「若しくはこれに」に、「月数は、次の各号に掲げる」を「日数は、法第百十三条第六項に規定する職員団体（同項に規定する職員団体をいう。以下同じ。）の事務に専ら従事する職員（以下この項において「専従職員」という。）である」に、「当該各号に掲げる」を「その専従職員であつた」に、「を控除した月数」を「又は日数を控除した月数又は日数」に改め、同項各号を削り、同条第七項中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、同条第八項中「長期給付」を「退職年金、公務障害年金又は公務遺族年金」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 実施機関積立金及び退職等年金給付積立金等の管理及び運用

（基本指針）

第二十七条の二 総務大臣は、地方公務員共済組合連合会が行う退職等年金給付調整積立金の管理及び運用（組合（構成組合を除く。）及び市町村連合会の退職等年金給付組合積立金の運用状況の管理を含む

。）が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするため、法第百十二条の十第二項各号に掲げる事項に関する基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めることができる。

2 総務大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、基本指針の案又はその変更の案を作成し、財務大臣並びに内閣総理大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。

3 内閣総理大臣及び文部科学大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣に対し、基本指針の案又はその変更の案の作成を求めることができる。

4 総務大臣は、基本指針を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 地方公務員共済組合連合会は、総務大臣が基本指針を定め、又は変更したときは、基本指針に適合するよう、法第百十二条の十第一項に規定する管理運用の方針を定め、又は変更しなければならない。

（運用職員の範囲）

第二十七条の三 法第百十二条の九に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる行政機関ごとに、それぞれ当該各号に定める者とする。

一 文部科学省 事務次官、官房長、大臣官房総務課長、初等中等教育局長、初等中等教育局初等中等

教育企画課長及び財務課長その他法第百十二条の三第三項に規定する実施機関積立金（次号において「実施機関積立金」という。）の運用に係る行政事務に従事する職員であつて文部科学大臣が指定するもの

二 警察庁 警察庁長官、次長、官房長、長官官房総務課長及び給与厚生課長その他実施機関積立金の運用に係る行政事務に従事する職員であつて警察庁長官が指定するもの

第二十八条第一項中「以下」を「次条第一項及び附則第三十条の二において」に改め、同条第三項中「長期給付に要する費用（法第百十三条第一項に規定する長期給付に要する費用をいう。以下この条を「退職等年金給付に要する費用（退職等年金給付に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第五項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。以下この項において「退職等年金給付事務に要する費用」という。）を含む。第五項及び次条第三項」に、「すべて」を「全て」に、「及び基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の予想額」を「、基準利率の状況及びその見通し並びに退職等年金給付事務に要する費用の額」に改め、同項第一号中「、障害の状態となつた者及び」を「及び公務以外の理由により」に改め、「組合員期間別及び」を削り、同項第二号中「年金である給付」を「退職等年金給付」に、「年金の

」を「退職等年金給付の」に改め、同項第三号中「組合員期間別及び」を削り、「平均給料及び平均期末手当等」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の平均額」に改め、同項第四号を削り、同条第四項及び第五項を次のように改める。

4 総務大臣は、前三項の費用の算定方法を定める場合においては、あらかじめ、財務大臣の意見を聴かなければならない。

5 退職等年金給付に係る地方の積立基準額は、将来にわたる退職等年金給付に要する費用の予想額の現価に相当する額から将来にわたる法第百十三条第二項第三号の掛金及び負担金の予想額の現価に相当する額を控除した額に相当する額を基準として、総務大臣の定める方法により算定した額とし、当該算定を行う場合の予想額の現価の計算に用いる予定利率は、地方公務員共済組合連合会が退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の運用収益の予測を勘案して総務大臣の定めるところにより合理的に定めた率とする。

第二十八条第六項及び第七項を削る。

第二十八条の次に次の一条を加える。

(標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合の算定方法)

第二十八条の二 短期給付（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等の納付を含む。）に係る法第十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第一項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

2 介護納付金の納付に係る法第十四条第三項に規定する標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合は、当該事業年度における前条第二項の規定により算定した費用の額を、当該事業年度の前事業年度における介護保険第二号被保険者（介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者をいう。以下同じ。）の資格を有する組合員の標準報酬等合計額の総額で除し、これに百分の五十を乗じて算定するものとする。

3 法第十四条第四項に規定する政令で定める事情は、国家公務員共済組合法第七十五条第一項に規定する付与率、同法における公務障害年金及び公務遺族年金の支給状況、法第一百三十三条第一項第三号の規定により、退職等年金給付に要する費用について、地方の積立基準額と国の積立基準額との合計額と、

退職等年金給付組合積立金及び退職等年金給付調整積立金の合計額と国の退職等年金給付積立金の額との合計額とが、将来にわたつて均衡を保つことができるように算定することとされていることその他総務大臣が定める事情とする。

第二十九条第一項中「第百十三条第三項第一号」を「第百十三条第四項第一号」に改め、「同項の規定により」の下に「それぞれの」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「標準給与（掛金の標準となる給料の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額と掛金の標準となる期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定により掛金の標準となる期末手当等をいう。以下同じ。）の額との合計額をいう。以下同じ。）の」及び「標準給与の」を「標準報酬等合計額の」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改め、同条第二項中「第百十三条第三項第一号」を「第百十三条第四項第一号」に改め、同条第三項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第二十九条の二第一項中「第百十三条第三項第二号」を「第百十三条第四項第二号」に改め、「同項の規定により」の下に「それぞれの」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、同項各号を次の

ように改める。

- 一 組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。以下この号において同じ。） 国民年金法第九十四条の四の規定により組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における当該組合の第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）の厚生年金保険標準報酬等合計額（標準報酬月額（厚生年金保険法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。第四十五条第一項において同じ。）及び標準賞与額（厚生年金保険法第二十四条の四第一項に規定する標準賞与額をいう。第四十五条第一項において同じ。）の合計額をいう。以下同じ。）の総額に対する次に掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額
- イ 当該地方公共団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額
- ロ 当該地方公共団体が設立した特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該特定地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあっては、当該特定地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬

等合計額の総額に当該地方公共団体が当該特定地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)

ハ 当該地方公共団体を公庫等職員（法第四十条第一項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。

）となるため退職した継続長期組合員のうち第三号厚生年金被保険者であるものの厚生年金保険標準報酬等合計額の総額

ニ 当該地方公共団体が設立した職員引継一般地方独立行政法人（法第四十一条の二に規定する職員引継一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

ホ 当該地方公共団体が設立した定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該定款変更一般地方独立行政法人の設立団体が二以

上である場合にあつては、当該定款変更一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該定款変更一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額)

へ 当該地方公共団体が設立した職員引継等合併一般地方独立行政法人（法第四百四十一条の四に規定する職員引継等合併一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額（当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の設立団体が二以上である場合にあつては、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に当該地方公共団体が当該職員引継等合併一般地方独立行政法人に出資した額等を勘案して総務大臣が定めるところにより算定した割合を乗じて得た額）

二 指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合 国民年金法第九十四条の四の規定により市町村連合会が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における市町村連合会を組織する全ての構成組合の第三号厚生年金

被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する前号イからへまでに掲げる額の合計額の割合を乗じて得た額

第二十九条の二第二項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第二十九条の三を削る。

第二十九条の二の二中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、「政令で定めるところにより算定した」を「費用のうち同項の規定によりそれぞれの地方公共団体が組合の毎事業年度において負担すべきこととなる」に、「国の新法第九十九条第四項」を「国家公務員共済組合法第九十九条第五項」に改め、同条を第二十九条の三とする。

第二十九条の五を削る。

第三十条の見出し中「掛金」を「掛金等」に改め、同条第一項中「掛金」を「掛金等」に、「給料」を「報酬」に改め、「同条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「行なわれない」を「行われぬ」に、「行なわれなかつた」を「行われなかつた」に改め、同条第二項中「掛金」を「掛金等」に、「納付しな

い」を「払い込まなかつた」に改める。

第三十条の二の二第一項中「第一百六条第四項」を「第一百六条第三項」に改め、「（法第二十七条第二項に規定する構成組合をいう。以下この条において同じ。）」を削り、同項第一号を削り、同項第二号中「公庫等」を「職員団体、公庫等（法第四百十条第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同項第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 法第百十三条第三項に規定する厚生年金保険給付に要する費用に充てるため地方公共団体、特定地方独立行政法人、職員団体、公庫等、職員引継一般地方独立行政法人、定款変更一般地方独立行政法人又は職員引継等合併一般地方独立行政法人が負担する金額

第三十条の二の二第一項第三号中「第百十三条第四項」を「第百十三条第五項」に、「長期給付」を「厚生年金保険給付及び退職等年金給付」に改め、同号を同項第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 法第百十三条第四項第二号に掲げる費用に充てるため地方公共団体が負担する金額

第三十条の二の二第三項中「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号の規定及び法第百十三条第三項」に改める。

第七章の章名を削る。

第六章を第七章とする。

第三十条の三の見出しを「（地方の調整対象費用の額）」に改め、同条中「政令で定める費用」を「厚生年金保険給付費のうち政令で定めるものの額」に、「組合の長期給付に要する費用から法第百十三条第二項第三号に掲げる費用を控除したもの」を「地方公務員共済組合連合会に係る厚生年金保険法第八十四条の六第一項に規定する拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同項第一号に掲げる標準報酬按分率^{あん}を乗じて得た額に相当する費用」に改める。

第三十条の四の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「長期給付に係る掛金及び地方公共団体の負担金その他」を「厚生年金保険法第八十一条第一項に規定する保険料その他の」に改める。

第三十条の五の見出し中「長期給付」を「厚生年金保険給付等」に改め、同条中「退職共済年金に係る支出その他」を「厚生年金拠出金及び基礎年金拠出金の納付その他の」に改める。

第三十条の六第一項中「各事業年度」を「毎事業年度、当該事業年度」に改め、「規定する財政調整拠出金」の下に「（以下この条において「財政調整拠出金」という。）」を、「第百十六条の三第一項」の

下に「(第四号を除く。)」を加え、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に、「当該事業年度の三月三十一日までに」を「総務省令で定めるところにより」、「に」、「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、「この条」の下に「及び第四十四条の三」を加え、同条第二項中「各事業年度」を「毎事業年度」に、「地方の概算財政調整拠出金の額」を「地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、「第百十六条の三第一項」の下に「(第四号を除く。)」を加え、同項ただし書中「第十七条第一項」を「第二十八条第一項」に、「この条」を「この項及び次項」に、「国の概算財政調整拠出金の額」を「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に改め、同条第三項中「各事業年度」を「毎事業年度」に、「国の概算財政調整拠出金の額」を「国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額」に、「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、「第百二条の三第一項」の下に「(第四号を除く。)」を加え、同条に次の二項を加える。

4 前三項の規定は、法第百十六条の三第一項第四号の規定による国家公務員共済組合連合会に対する退職等年金給付に係る財政調整拠出金の拠出について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

5 前三条及び前各項に規定するもののほか、財政調整拠出金の拠出に關し必要な事項は、総務大臣が定める。

第一項		第二項		前項	
を除く	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	を除く	地方の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額	を除く	国の厚生年金保険給付概算財政調整拠出金の額
に係る部分に限る	地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額	に係る部分に限る	地方の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額	に係る部分に限る	国の退職等年金給付概算財政調整拠出金の額

第五章の二を第六章とする。

第三十九条各号を次のように改める。

一 日本消防検定協会

二 株式会社日本政策金融公庫（株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十

五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散し

た旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法

附則第十八条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行、国民金融公庫法の一部を改正する法律（

平成十一年法律第五十六号）附則第二条の規定により国民生活金融公庫となつた旧国民金融公庫及び

同法附則第三条第一項の規定により解散した旧環境衛生金融公庫並びに株式会社日本政策金融公庫法

附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）附則第六

条第一項の規定により解散した旧日本輸出入銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧

海外経済協力基金を含む。）

三 株式会社日本政策投資銀行（株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）附則第十

五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行、同法附則第二十六条の規定による廃止前の日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本開発銀行及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧北海道東北開発公庫を含む。）

四 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団、同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号）附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団並びに同法附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団を含む。）

五 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）

六 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）附則第二条第一項の規定によ

り解散した旧独立行政法人緑資源機構（同法による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第三百十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団、森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開発公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開発公団を含む。）

七 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独法整備法」という。）第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五百五十五号）第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）

八 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前の独立行政法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第百五十八号）第三条の独立行政法人科学技術振興機構、同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団並びに同法附則第六条の規定による廃止前の科学技術振興事業団法（平成八年法律第二十七号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本科学技術情報センター及び同法附則第八条第一項の規定により解散した旧新技術事業団を含む。）

九 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法（平成十四年法律第百七十一号）附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）

十 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第百六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解

散した旧日本学校安全会を含む。)

十一 国立研究開発法人理化学研究所(平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法(平成十四年法律第六十号)第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。)

十二 独立行政法人日本貿易振興機構(独立行政法人日本貿易振興機構法(平成十四年法律第七十二号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。)

十三 独立行政法人国際観光振興機構(独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。)

十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法(平成十四年法律第八十号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第三十六号)附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前

の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鉄道整備基金を含む。）

十五 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）

十六 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金及び同法附則第十四条の規定による廃止前の年金福祉事業団の解散及び業務の承継等に関する法律（平成十二年法律第二十号）第一条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。）

十七 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

- 十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第四百十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団、同法第一条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団及び同法附則第二十四条の規定による廃止前の中小企業事業団法（昭和十五年法律第五十三号）附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団を含む。）
- 十九 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第九十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石油公団及び同法附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団を含む。）
- 二十 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構並びに同法附則第二条第一項の

規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。）

二十一 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

二十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団、公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団並びに公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十八年法律第百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）

二十三 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）

二十四 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法（平成十四年法律第百五十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

二十五 海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第一条の規定により解散した旧京浜外貿埠頭公団及び旧阪神外貿埠頭公団

二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

二十七 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）

二十八 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

二十九 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前

の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

三十 独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）

三十一 日本下水道事業団

三十二 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三百三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）

三十三 独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

三十四 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号）附

則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）

三十五 自動車安全運転センター

三十六 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）

三十七 放送大学学園法（平成十四年法律第五十六号）第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

三十八 広域臨海環境整備センター

三十九 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

四十 消防団員等公務災害補償等共済基金

四十一 地方公務員災害補償基金

四十二 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）

四十三 危険物保安技術協会

四十四 独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）

四十五 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

四十六 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第百二十七号）附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）

四十七 預金保険機構

四十八 日本たばこ産業株式会社

四十九 日本電信電話株式会社

五十 北海道旅客鉄道株式会社

五十一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式

会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日

本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

五十二 四国旅客鉄道株式会社

五十三 九州旅客鉄道株式会社

五十四 日本貨物鉄道株式会社

五十五 日本私立学校振興・共済事業団

五十六 東日本電信電話株式会社

五十七 西日本電信電話株式会社

五十八 株式会社産業再生機構

五十九 独立行政法人農畜産業振興機構

六十 独立行政法人勤労者退職金共済機構

六十一 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

六十二 独立行政法人福祉医療機構

六十三 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

六十四 独立行政法人労働政策研究・研修機構

六十五 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二百十号）による改正前の日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号

）第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。）

六十六 独立行政法人奄美群島振興開発基金

六十七 沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定によ

り解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構

六十八 東日本高速道路株式会社

六十九 首都高速道路株式会社

七十 中日本高速道路株式会社

七十一 西日本高速道路株式会社

七十二 阪神高速道路株式会社

七十三 本州四国連絡高速道路株式会社

七十四 日本司法支援センター

七十五 独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。）

七十六 地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第

五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）

七十七 地方競馬全国協会

七十八 全国健康保険協会

七十九 株式会社産業革新機構

八十 株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）

八十一 日本年金機構

八十二 漁船保険中央会

八十三 日本商工会議所

八十四 全国土地改良事業団体連合会

八十五 全国中小企業団体中央会

八十六 全国商工会連合会

八十七 高圧ガス保安協会

- 八十八 漁業共済組合連合会
- 八十九 軽自動車検査協会
- 九十 小型船舶検査機構
- 九十一 日本銀行
- 九十二 日本弁理士会
- 九十三 原子力発電環境整備機構
- 九十四 東京地下鉄株式会社
- 九十五 日本アルコール産業株式会社
- 九十六 株式会社商工組合中央金庫
- 九十七 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十八 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）

九十九 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構

百 株式会社国際協力銀行

百一 新関西国際空港株式会社

百二 株式会社農林漁業成長産業化支援機構

百三 株式会社民間資金等活用事業推進機構

百四 株式会社海外需要開拓支援機構

百五 地方公共団体情報システム機構

百六 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

百七 広域的運営推進機関

百八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四十条第一項中「（同項に規定する公庫等職員をいう。以下同じ。）」及び「（同項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）」を削り、「長期組合員」の下に「（長期給付に関する規定の適用を受ける組合員をいう。第四十三条第八項において同じ。）」を加え、「同項の」を「法第四百四十条第一項の」に改め

、同条第二項中「法第四百四十条第二項に規定する継続長期組合員が同項第一号又は第二号」を「継続長期組合員が法第四百四十条第二項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）」に改め、同条に次の一項を加える。

3 継続長期組合員については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

第四十条の次に次の一条を加える。

（組合役職員等の報酬等）

第四十条の二 組合役職員（法第四百四十一条第一項に規定する組合役職員をいう。次条第一項及び第三項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するもの

として組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

2 連合会役職員（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。次条第二項において同じ。）については、その者が勤務の対償として受ける給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして法第四百四十一条第二項の規定により総務大臣が指定する組合の運営規則で定めるものを報酬とし、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして当該組合の運営規則で定めるものを期末手当とする。

第四十一条第一項を削り、同条第二項中「組合の組合役職員に」を「組合役職員に」に、「費用として法第百十三条第三項第二号」を「法第百十三条第四項第二号」に改め、「同項の規定により」の下に「それぞれ」を加え、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、同項第一号中「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「額に当該」を「額に、当該」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同項第二号中「市町村職員共済組合又は」を「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は」に、「額に当該」を「額に、当該」に、「市

町村連合会を組織するすべての市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「全ての構成組合」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、「組合役職員」の下に「である第三号厚生年金被保険者」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項中「市町村連合会又は地方公務員共済組合連合会（以下「連合会」という。）の」及び「（法第四百四十一条第二項に規定する連合会役職員をいう。）」を削り、「費用として法第百十三条第三項第二号」を「法第百十三条第四項第二号」に、「毎年度」を「連合会（法第四百四十一条第二項に規定する連合会をいう。以下同じ。）の毎事業年度」に、「金額」を「額」に改め、「組合が」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、「額に当該」を「額に、当該」に、「組合員の」を「第三号厚生年金被保険者の」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、「すべての組合の」を「全ての構成組合の」に改め、「である連合会役職員」の下に「のうち第三号厚生年金被保険者」を加え、「すべての組合を」を「全ての組合を」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改め、同項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 警察共済組合の組合役職員に係る法第百十三条第四項第二号に掲げる費用のうち法第四百四十一条第三

項の規定により国が警察共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、国民年金法第九十条の四の規定により警察共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における警察共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する警察共済組合の組合役職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額に、更に当該事業年度の初日における警察共済組合を組織する職員（国の職員を含む。）である第三号厚生年金被保険者の総数に対する国の職員である第三号厚生年金被保険者の数の割合を乗じて得た額とする。

第四十一条第四項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、「により」の下に「それぞれの地方公共団体が」を加え、「金額」を「額」に改める。

第四十一条の次に次の一条を加える。

（職員引継一般地方独立行政法人等の役職員の報酬等）

第四十一条の二 法第四百四十一条の二の規定により職員とみなされた職員引継一般地方独立行政法人の役員、法第四百四十一条の三の規定により職員とみなされた定款変更一般地方独立行政法人の役職員及び

法第四百四十一条の四の規定により職員とみなされた職員引継等合併一般地方独立行政法人の役職員については、地方独立行政法人法第五十六条第一項において準用する同法第四十八条第一項に規定する報酬又は同法第五十七条第一項に規定する給与のうち、地方自治法第二百四条の規定の適用を受ける職員に係る給料及び報酬に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを報酬とし、同条の規定の適用を受ける職員に係る期末手当等に含まれる手当に相当するものとして組合の運営規則で定めるものを期末手当等とする。

第四十二条第五号中「なつた者及び」の下に「法第四百四十四条の三第一項に規定する」を加える。

第四十三条第一項を次のように改める。

国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、同法第二十二条の規定に基づく給与のうち期末手当及び勤勉手当に相当するものとする。

第四十三条第八項を同条第九項とし、同条第七項中「この条において同じ。」の「を」「この項において同じ。」の「に」、「同項の」を「法第四百四十条第一項の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項各

号を次のように改める。

- 一 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団、旧首都高速道路公団、旧阪神高速道路公団及び旧本州四国連絡橋公団を含む。）
- 二 独立行政法人労働者健康福祉機構（独立行政法人労働者健康福祉機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧労働福祉事業団を含む。）
- 三 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会
- 四 国立研究開発法人理化学研究所（平成二十六年独法整備法第八十七条の規定による改正前の独立行政法人理化学研究所法第二条の独立行政法人理化学研究所及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）
- 五 独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）

六 独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）

七 独立行政法人水資源機構（独立行政法人水資源機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧水資源開発公団を含む。）

八 地方競馬全国協会

九 自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会

十 独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団並びに中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金を含む。）

十一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団を含む。）

十二 独立行政法人環境再生保全機構（独立行政法人環境再生保全機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償予防協会及び同法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団を含む。）

十三 独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）

十四 地方公務員災害補償基金

十五 独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）

十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（平成二十六年独法整備法第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法第三条の独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧宇宙開発事業団を含む。）

十七 独立行政法人農業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）

十八 独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四百四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）

十九 預金保険機構

二十 独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター

二十一 国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）

二十二 日本下水道事業団

二十三 独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）

二十四 総合研究開発機構法を廃止する法律（以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）

二十五 農水産業協同組合貯金保険機構

二十六 独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）

二十七 独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）

二十八 独立行政法人国際協力機構（独立行政法人国際協力機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際協力事業団を含む。）

二十九 独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構

三十 放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）

三十一 独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）

三十二 独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）

三十三 独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二百二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構

三十四 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（平成二十六年独法整備法第七十三条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法第三条の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）

三十五 国立研究開発法人科学技術振興機構（平成二十六年独法整備法第八十五条の規定による改正前

の独立行政法人科学技術振興機構法第三条の独立行政法人科学技術振興機構及び同法附則第二条第一項の規定により解散した旧科学技術振興事業団を含む。）

三十六 日本私立学校振興・共済事業団

三十七 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）

三十八 株式会社日本政策金融公庫法附則第十五条第一項の規定により解散した旧国民生活金融公庫、同法附則第十六条第一項の規定により解散した旧中小企業金融公庫及び同法附則第十八条第一項の規定により解散した旧農林漁業金融公庫、同法附則第十七条第一項の規定により解散した旧国際協力銀行

三十九 株式会社日本政策投資銀行法附則第十五条第一項の規定により解散した旧日本政策投資銀行

四十 独立行政法人都市再生機構（独立行政法人都市再生機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団を含む。）

四十一 年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）

四十二 銀行等保有株式取得機構

四十三 独立行政法人農畜産業振興機構

四十四 独立行政法人農林漁業信用基金

四十五 独立行政法人勤労者退職金共済機構

四十六 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行

政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）

四十七 独立行政法人福祉医療機構

四十八 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

四十九 独立行政法人労働政策研究・研修機構

五十 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

五十一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構

五十二 独立行政法人奄美群島振興開発基金

五十三 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六

年法律第三百三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）

五十四 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十七条の規定による改正前の独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構を含む。）

五十五 独立行政法人住宅金融支援機構

五十六 地方公共団体金融機構

五十七 全国健康保険協会

五十八 株式会社産業革新機構

五十九 株式会社地域経済活性化支援機構

- 六十 日本年金機構
- 六十一 漁船保険中央会
- 六十二 日本商工会議所
- 六十三 全国土地改良事業団体連合会
- 六十四 全国中小企業団体中央会
- 六十五 全国商工会連合会
- 六十六 高圧ガス保安協会
- 六十七 消防団員等公務災害補償等共済基金
- 六十八 漁業共済組合連合会
- 六十九 軽自動車検査協会
- 七十 小型船舶検査機構
- 七十一 自動車安全運転センター
- 七十二 危険物保安技術協会

七十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）

七十四 日本電信電話株式会社

七十五 北海道旅客鉄道株式会社

七十六 四国旅客鉄道株式会社

七十七 九州旅客鉄道株式会社

七十八 日本貨物鉄道株式会社

七十九 東日本電信電話株式会社

八十 西日本電信電話株式会社

八十一 原子力発電環境整備機構

八十二 東京地下鉄株式会社

八十三 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律（平成

二十六年法律第二百十号)による改正前の日本環境安全事業株式会社法第一条第一項の日本環境安全事業株式会社を含む。)

八十四 成田国際空港株式会社

八十五 東日本高速道路株式会社

八十六 首都高速道路株式会社

八十七 中日本高速道路株式会社

八十八 西日本高速道路株式会社

八十九 阪神高速道路株式会社

九十 本州四国連絡高速道路株式会社

九十一 日本アルコール産業株式会社

九十二 株式会社日本政策金融公庫

九十三 株式会社商工組合中央金庫

九十四 株式会社日本政策投資銀行

- 九十五 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
- 九十六 原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）
- 九十七 株式会社国際協力銀行
- 九十八 新関西国際空港株式会社
- 九十九 株式会社農林漁業成長産業化支援機構
- 百 株式会社民間資金等活用事業推進機構
- 百一 株式会社海外需要開拓支援機構
- 百二 地方公共団体情報システム機構
- 百三 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構
- 百四 広域的運営推進機関
- 百五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構

第四十三条中第六項を第七項とし、第三項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「掲げる」の下に「一般職の職員の給与に関する法律の規定に基づく給与のうち」を加え、「給与は、一般職の職員の給与に関する法律」を「ものは、同法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国の職員に係る法第四百四十二条第二項の表第二条第一項第五号の項の下欄に掲げる他の法律の規定に基づく給与のうち政令で定めるものは、次に掲げる給与とする。

一 国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条の規定に基づく寒冷地手当

二 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第十六条第一項の規定に基づく国際平和協力手当

第四十三条の二中「費用として法第百十三条第三項第一号」を「法第百十三条第四項第一号」に、「のうち同項」を「として法第四百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項」に、「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「当該組合」を「警察共済組合」

に、「標準給与」を「標準報酬等合計額」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改める。

第四十四条中「費用として法第百十三条第三項第二号」を「法第百十三条第四項第二号」に、「のうち同項」を「として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第四項」に、「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に、「金額」を「額」に、「額に当該」を「額に、当該」に、「当該組合」を「警察共済組合」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、「算定するものとする」を「得た額とする」に改める。

第四十四条の二の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（国が負担すべき組合の事務に要する費用の額）

第四十四条の二 国の職員に係る法第百十三条第五項に規定する費用として法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用する法第百十三条第五項に規定する政令で定めるところにより算定した額は、国が国家公務員共済組合法第九十九条第五項の規定により負担する金額の算定方法の例により算定した額とする。

第四十四条の三の前に見出しとして「（組合員が国の組合の組合員となつた場合の取扱い）」を付し、

同条を次のように改める。

第四十四条の三 組合員又は組合員であつた者が国の組合の組合員となつたときは、組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会）は、総務大臣が財務大臣と協議して定める期限までに、厚生年金保険給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者に支払ふこととなるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額並びに退職等年金給付に関し、当該国の組合の組合員となつたときに給付事由が生じたものとしたならばその者の当該国の組合の組合員となつた日における給付算定基礎額（法第七十七条第一項に規定する給付算定基礎額をいう。第四十五条第三項において同じ。）となるべき額及び当該国の組合の組合員となつたときから移換までの利子に相当する額を基礎として総務大臣が財務大臣と協議して定める方法により算定した金額を、法第四百四十三条第三項に規定する政令で定めるところにより算定した金額として、国家公務員共済組合連合会に移換するものとする。

第四十四条の三の次に次の一条を加える。

第四十四条の四 組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第二百二十六条の三の規定によりその者に係る厚生年金保険法による老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第三号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第三号老齢厚生年金」という。）又は障害厚生年金（第三号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。以下この項において「第三号障害厚生年金」という。）が厚生年金保険法による老齢厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間（同法第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者期間をいい、平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により第二号厚生年金被保険者期間とみなされた期間を含む。以下同じ。）を計算の基礎とする部分に限る。）又は障害厚生年金（第二号厚生年金被保険者期間を計算の基礎とする部分に限る。）とみなされた場合には、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、当該みなされた第三号老齢厚生年金又は第三号障害厚生年金は、第三号老齢厚生年金又は第三号障害厚生年金に該当しないものとみなす。

2 組合員又は組合員であつた者が、国の組合の組合員となり国家公務員共済組合法第二百二十六条の三の規定によりその者に係る退職年金又は公務障害年金が同法による退職年金又は公務障害年金とみなされた場合には、退職等年金給付に関する規定の適用については、当該みなされた退職年金又は公務障害年金は、退職年金又は公務障害年金に該当しないものとみなす。

第四十五条第一項を次のように改める。

国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者が組合員となつたときは、厚生年金保険給付に関する規定の適用については、その者の第二号厚生年金被保険者期間における各月の標準報酬月額及び標準賞与額をその者の第三号厚生年金被保険者期間における当該各月の標準報酬月額及び標準賞与額とみなす。

第四十五条第二項中「国の新法」を「国家公務員共済組合法」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者（国家公務員共済組合法による退職等年金給付の受給権者を除く。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者

の第二号厚生年金被保険者期間における各月の同法第五十二条に規定する標準報酬の月額及び同法第四十一条第一項に規定する標準期末手当等の額並びに同法第七十五条第一項に規定する付与率及び国の基準利率を、その者の組合員期間における当該各月の標準報酬の月額及び標準期末手当等の額並びに法第七十七条第一項に規定する付与率及び基準利率とみなす。

3 国の組合の組合員又は国の組合の組合員であつた者（国家公務員共済組合法による退職等年金給付の受給権者に限る。）が組合員となつたときは、退職等年金給付に関する規定の適用については、その者が組合員となつた日における同法第七十五条第一項に規定する給付算定基礎額をその者の同日における給付算定基礎額とみなす。

第四十六条第一項第四号を次のように改める。

四 退職時の標準報酬の月額

第四十六条の次に次の一条を加える。

（任意継続組合員の標準報酬の月額及び標準報酬の日額）

第四十六条の二 任意継続組合員の標準報酬の月額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか少ない額とし

、その額の二十二分の一に相当する金額（当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。）をもつてその者の標準報酬の日額とする。

一 任意継続組合員の退職時の標準報酬の月額（組合員期間、退職時の年齢、その他これらに準ずる事項につき総務大臣が定める要件を備える任意継続組合員については、当該標準報酬の月額からその額に総務大臣の定める割合の範囲内において組合の定款で定める割合を乗じて得た額を控除した額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額）

二 毎年一月一日（一月から三月までの標準報酬の月額にあつては、前年の一月一日）における任意継続組合員の属する組合の短期給付に関する規定の適用を受ける組合員（任意継続組合員を除く。）の標準報酬の月額の合計額を当該組合員の総数で除して得た額を法第四十三条第一項の規定による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなして同項の規定により定めた標準報酬の月額

第四十七条を次のように改める。

（任意継続組合員に係る費用の負担の特例）

第四十七条 任意継続組合員の存する組合に係る法第百十三條第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同條の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項</p>	<p>各組合ごとに当該組合を組織する職員</p>	<p>各組合ごとに当該組合を組織する職員（第百四十四條の二第二項に規定する任意継続組合員（以下この項及び次項において「任意継続組合員」という。）を含む。）</p>
<p>第一項第一号</p>	<p>掛金 職員</p>	<p>掛金（第百四十四條の二第二項に規定する任意継続掛金（次号及び次項において「任意継続掛金」という。）を含む。）</p>

第一項第二号	掛金	掛金（任意継続掛金を含む。）
第二項	組合員の掛金	組合員の掛金（任意継続掛金を含む。）
第二項第一号、第二号 及び第四号	負担金百分の五十	負担金百分の五十（任意継続組合員に係るものに あつては、任意継続掛金百分の百）

第四十八条第三項を次のように改める。

3 任意継続掛金は、任意継続組合員の標準報酬の月額を標準として算定するものとし、その標準報酬の月額と任意継続掛金との割合は、組合の定款で定める。

第四十八条第四項を削り、同条第五項を同条第四項とする。

第五十条を次のように改める。

第五十条 任意継続組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項及び第六十六条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四条の二	退職後に生じた場合に	第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続組合
---------	------------	-------------------------

	は、退職の日	員（以下第六十六条までにおいて「任意継続組合員」という。）の資格を喪失した後に生じた場合には、任意継続組合員の資格を喪失した日の前日
第五十六条第一項	負傷	負傷（任意継続組合員となつた後における病気及び負傷を含む。以下この款において同じ。）
第六十一条第一項	退職した	任意継続組合員の資格を喪失した
第六十三条第二項	が退職後	が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して
第六十五条第一項	、退職後 公務によらないで死亡した	、任意継続組合員の資格喪失後 公務によらない死亡（任意継続組合員となつた後における死亡を含む。）をした
第六十六条	が退職後	が任意継続組合員の資格を喪失した日から起算して

、退職後

、任意継続組合員の資格喪失後

第五十一条中「又は」を「及び」に、「掛金」とあり」を「掛金等」とあるのは「任意継続掛金（第四百四十四条の二第二項に規定する任意継続掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）」とに改め、「。第四百四十四条の二十六第二項において同じ」を削り、「掛金」とあるのは、「第四百四十四条の二第二項に規定する」を「掛金等」とあるのは「」に改める。

第五十三条を次のように改める。

（団体組合員に係る長期給付等の取扱い）

第五十三条 地方職員共済組合の業務上の余裕金で団体組合員（法第四百四十四条の三第三項に規定する団体組合員をいう。以下この条及び第六十五条において同じ。）に係るものの管理及び運用又は団体組合員に係る長期給付についての第一条、第十六条第一項、第十六条の二第一項並びに第二十七条第一項及び第四項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条

第二条第一項各号

第二条第一項各号（法第四百四十四条

	<p>第十六条第一項第二号</p>	<p>第十六条の二第一項第十号</p>	<p>第二十七条第一項第二号</p>
	<p>地方公共団体の一時借入れ</p>	<p>地方公共団体の一時借入れ</p>	<p>法第一百一十一条第一項（法第四百二十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する懲戒処分（以下この条において「懲戒処分」という。）によつて退職した</p>
<p>の三第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）</p>	<p>団体（法第四百四十四条の三第一項に規定する団体をいう。次条第一項第十号において同じ。）</p>	<p>団体</p>	<p>地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された</p>

		懲戒処分によつて退職した	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇された
第二十七条第一項第三号	又はこれに相当する	に相当する	
第二十七条第一項第四号	第百十一条第一項（法第百四十二条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）	第百四十四条の三第二項の規定により読み替えて適用される法第百十一条第一項	
第二十七条第四項	懲戒処分	地方公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により地方公務員の停職に相当する処分を受け若しくは解雇され	

第六十五条第一項中「費用として法第百十三条第二項又は第三項」を「法第百十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）及び第五項」に、「負担すべき金額」を「負担すべきこととなる額」に、「金額を」

を「額を、それぞれ」に改め、「、それぞれ」を削り、同項の表法第四百四十四条の三第一項第一号に掲げる団体の項中「市長若しくは市」を「市長（特別区の区長を含む。）若しくは市（特別区を含む。）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により同項の表の上欄に掲げる団体の職員に係る額として同表の下欄に掲げる地方公共団体が地方職員共済組合の毎事業年度において負担すべきこととなる額は、法第百十三条第四項（第二号に係る部分に限る。）の規定により負担すべきこととなる額にあつては、国民年金法第九十四条の四の規定により地方職員共済組合が負担することとなる基礎年金拠出金に係る負担に要する費用の額の二分の一に相当する額に、当該事業年度における地方職員共済組合の第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額に対する当該団体の職員である第三号厚生年金被保険者の厚生年金保険標準報酬等合計額の総額の割合を乗じて得た額とし、法第百十三条第五項の規定により負担すべきこととなる額にあつては、同項に規定する費用の額（団体組合員に係るものに限る。）に、当該事業年度の初日における団体組合員（地方職員共済組合に使用される者である団体組合員を除く。）の総数に対する当該団体の職員である団体組合員の数の割合を乗じて得た額とする。

第六十五条第三項中「負担すべき金額」を「負担すべきこととなる額」に改め、同条第四項中「により」の下に「それぞれの」を加え、「金額」を「額」に改める。

第十章の章名を削る。

第六十五条の次に次の章名を付する。

第十章 雑則

第六十六条を次のように改める。

(資料の提供)

第六十六条 法第四百四十四条の二十五の二に規定する政令で定める給付は、次に掲げる給付とする。

- 一 平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付及び平成二十四年一元化法附則第四十条第一項の規定による年金である給付
- 二 平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付
- 三 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

四 平成十三年統合法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付

第六十六条の二を削る。

第六十七条第五項第七号中「第十六条第六項」を「第十六条第四項」に改める。

第六十八条第三号及び第四号を次のように改める。

三 組合員の報酬及び期末手当等並びに厚生年金保険法第三条第一項第三号に規定する報酬及び同項第

四号に規定する賞与に関する事項を組合に報告すること。

四 組合員の標準報酬等合計額の総額及び厚生年金保険標準報酬等合計額の総額並びに掛金等に関する事項を組合に報告すること。

第六十八条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、第九号を削り、同条第十号中「退職共済年金又は障害共済年金」を「退職年金又は公務障害年金」に改め、同号を同条第八号とし、同条に次の一項を加える。

2 国の職員について前項の規定を適用する場合には、同項中「地方公共団体」とあるのは、「国

」とする。

附則第三条中「指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合」を「構成組合」に改め、「当分の間」の下に「、構成組合が」を加え、「これらの組合が」を「災害給付積立金に充てるため、」に改める。

附則第四条から第十条までを次のように改める。

第四条から第十条まで 削除

附則第三十条の二中「同項第一号」を「第一号」に、「その給料に係る所要掛金の率（第二十八条第五項及び第六項）」を「その所要掛金の率（第二十八条の二第一項及び第二項）」に、「給料と」を「標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と」に改め、「（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合をいう。以下この条から附則第三十条の二の五までにおいて同じ。）」及び「給料に係る所要掛金の率の平均値以上であり、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率（第二十八条第五項及び第六項の規定の例により算定した短期給付及び介護納付金の納付に係る期末手当等と掛金との割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が全ての構成組合に係る期末手当等に係る」を削り、「次に掲げる金額

の合算額」を「当該調整組合の当該事業年度における組合員の標準報酬等合計額の総額に当該調整組合の当該事業年度における所要掛金の率（当該所要掛金の率が法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を超えるときは、その率）から当該事業年度の調整基準率（全ての構成組合に係る所要掛金の率の平均値を勘案して市町村連合会が総務大臣の承認を受けて定める率をいう。）を控除して得た率を乗じて得た金額」に改め、同条各号を削る。

附則第三十条の二の二中「同項第二号」を「第二号」に、「給料に係る所要掛金の率が」を「所要掛金の率が」に改め、「給料に係る率を超え、かつ、その期末手当等に係る所要掛金の率が同号の基準として定められた期末手当等に係る」を削り、「次に掲げる金額の合算額」を「当該特別調整組合の当該事業年度における組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。）の標準報酬等合計額の総額に当該特別調整組合の当該事業年度における所要掛金の率から当該事業年度における法附則第十四条の三第一項第二号の基準として定められた率を控除して得た率を乗じて得た金額」に改め、同条各号を削る。

附則第三十条の二の五第一項中「（法第百十三条第五項に規定する職員団体をいう。）」を削り、「、

特例退職組合員及び特例継続組合員」を「及び特例退職組合員」に、「第一号の二」を「第二号」に、「同条第五項から第七項まで（これらの規定が）」を「同条第六項（）」に、「給料（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた給料をいう。）の額に第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値（特別職の職員等である組合員については、一）を乗じて得た額の総額とその月の期末手当等（法第百十四条第三項及び第四項の規定によりその月の掛金の標準となつた期末手当等をいう。）の総額との合計額」を「標準報酬等合計額の総額」に、「金額を、」を「金額を」に改め、同条第二項各号を次のように改める。

- 一 法附則第十四条の三第一項第一号に掲げる事業及び前条の規定により市町村連合会が行う事業に要する費用 それぞれの月以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額にこれらの事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金
- 二 法附則第十四条の三第一項第二号に掲げる事業に要する費用 それぞれの月以前三月の組合員（継続長期組合員、任意継続組合員及び特例退職組合員を除く。）の標準報酬等合計額の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して総務大臣が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

三 法附則第十四条の三第一項第三号に掲げる事業に要する費用 それぞれの月以前三月の組合員の標準報酬等合計額の総額に当該事業に要する費用の額を勘案して市町村連合会が定める率を乗じて得た金額に相当する金額の拠出金

附則第三十条の二の六の次に次の一条を加える。

(特例退職組合員の標準報酬の日額)

第三十条の二の六の二 特例退職組合員の標準報酬の日額は、その者の標準報酬の月額 $\frac{22}{100}$ の二に相当する金額(当該金額に五円未満の端数があるときは、これを切り捨て、五円以上十円未満の端数があるときは、これを十円に切り上げるものとする。)とする。

附則第三十条の二の七を次のように改める。

(特例退職組合員に係る費用の負担の特例)

第三十条の二の七 特定共済組合に係る法第百十三条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項

各組合ごとに当該組合

各組合ごとに当該組合を組織する職員(附則第十

		を組織する職員	八条第三項に規定する特例退職組合員（以下この項及び次項において「特例退職組合員」という。）を含む。）
	職員	、当該組合を組織する職員	、当該組合を組織する職員（特例退職組合員を含む。）
第一項第一号	掛金	掛金	掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金（次号及び次項において「特例退職掛金」という。）を含む。）
第一項第二号	掛金	掛金	掛金（特例退職掛金を含む。）
第二項	組合員の掛金	組合員の掛金	組合員の掛金（特例退職掛金を含む。）
第二項第一号及び第二号	負担金百分の五十	負担金百分の五十	負担金百分の五十（特例退職組合員に係るものにあつては、特例退職掛金百分の百）
号			

附則第三十条の二の十一を次のように改める。

第三十条の二の十一 特例退職組合員に係る法第五十四条の二、第五十六条第一項、第六十一条第一項、第六十三条第二項、第六十五条第一項、第六十六条及び第六十九条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十四条の二	退職後に生じた場合には、退職の日	附則第十八条第三項に規定する特例退職組合員（以下第六十九条第二項までにおいて「特例退職組合員」という。）の資格を喪失した後に生じた場合には、特例退職組合員の資格を喪失した日の前日
第五十六条第一項	負傷	負傷（特例退職組合員となつた後における病氣及び負傷を含む。以下この款において同じ。）
第六十一条第一項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した
第六十三条第二項	が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して

		、退職後	、特例退職組合員の資格喪失後
第六十五条第一項		公務によらないで死亡した	公務によらない死亡（特例退職組合員となつた後における死亡を含む。）をした
第六十六条		が退職後	が特例退職組合員の資格を喪失した日から起算して
		、退職後	、特例退職組合員の資格喪失後
第六十九条第一項	勤務	勤務	労務
第六十九条第二項	退職した	特例退職組合員の資格を喪失した	

附則第三十条の二の十三中「又は」を「及び」に、「掛金」とあり」を「掛金等」とあるのは「特例退職掛金（附則第十八条第五項に規定する特例退職掛金をいう。第四百四十四条の二十三第二項及び第四百四十四条の二十六第二項において同じ。）」とに改め、「。第四百四十四条の二十六第二項において同じ」を削り、「掛金」とあるのは、「附則第十八条第五項に規定する」を「掛金等」とあるのは「」に改める。

附則第三十条の二の十四中「附則第三十条の二の七」を「附則第三十条の二の六の二」に改める。

附則第三十条の二の十五から第三十条の二の二十二までを削る。

附則第三十条の三の前の見出しを削り、同条及び附則第三十条の四を次のように改める。

(支給の繰上げの請求があつた場合における法第八十九条等の規定の適用)

第三十条の三 法附則第十九条第一項の請求があつた場合における法第八十九条第二項から第四項まで、第九十条第二項から第四項まで、第九十一条第一項及び第三項並びに第九十三条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第八十九条第二項	給付事由が生じた日から	附則第十九条第一項の請求をした日 (以下「繰上げ請求日」という。) から
第八十九条第三項及び 第四項並びに第九十条	給付事由が生じた日	繰上げ請求日

第二項から第四項まで	第九十一条第一項	受給権者は、給付事由が生じた日から六月以内	請求をする者は、附則第十九条第一項の請求と同時
第九十一条第三項及び第九十三条第一項第二号	給付事由が生じた日	繰上げ請求日	

(公務障害年金又は公務遺族年金の額の基礎となる終身年金現価率の年齢の特例)

第三十条の四 法第九十八条第一項又は第四百四条第一項に規定する組合員又は組合員であつた者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当する場合における法附則第二十条の規定の適用については、同条中「五十九歳」とあるのは、「五十九歳(その者が厚生年金保険法附則第八条の二第一項の表の上欄に掲げる者に該当するときは、同表の下欄に掲げる年齢から一年を控除した年齢)」とする。

附則第三十条の四の二から第三十条の十四までを削る。

附則第三十五条の二第二項中「第二十八条、第四十八条及び附則第三十条の二の八」を「第二十八条の二第二項、第四十八条第四項及び附則第三十条の二の八第四項」に、「第二十八条第五項」を「第二十八条の二第二項」に、「第四十八条第五項」を「第四十八条第四項」に改める。

附則第三十七条の二中「第一百十三条第三項第一号」を「第一百十三条第四項第一号」に改める。

附則第三十七条の三を削る。

附則第三十八条を次のように改める。

(支出費按分率^{あん}が適用される間の財政調整拠出金の額の特例)

第三十八条 厚生年金保険法附則第二十三条の規定が適用される間における第三十条の三の規定の適用については、同条中「掲げる標準報酬按分率^{あん}を乗じて」とあるのは、「掲げる標準報酬按分率^{あん}に百分の五十を乗じて得た率を乗じて得た額に、当該拠出金算定対象額に地方公務員共済組合連合会に係る同法附則第二十三条第一項の規定により読み替えて適用する同法第八十四条の六第一項に規定する支出費按分^{あん}率を乗じて得た額を加えて」とする。

附則第五十二条の三及び第五十二条の四を次のように改める。

第五十二条の三及び第五十二条の四 削除

附則第五十二条の六及び第五十二条の七中「同条第五項」を「第二十八条の二第一項」に改める。

附則第五十三条の十二の三を削る。

附則第五十三条の十六から第五十三条の十九の十一までを削る。

附則第五十四条から第六十三条までを次のように改める。

第五十四条から第六十三条まで 削除

附則第六十四条の前に見出しとして「(国の長期組合員であつた者の取扱い)」を付する。

附則第七十二条の三第二項を削る。

附則第七十二条の三の二を削る。

附則第七十二条の五第三項及び第四項を削り、同条第五項中「前各項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第六項を同条第四項とする。

附則第七十二条の六を次のように改める。

第七十二条の六 削除

附則第七十二条の七中「第七十二条の二」を「附則第七十二条の二」に、「前条」を「第七十二条の五」に改める。

附則第七十二条の八の二を削る。

附則第七十三条第一項中「毎年度」を「警察共済組合の毎事業年度」に改め、「の当該年度」を削り、同条第二項中「地方公共団体」を「それぞれの地方公共団体」に、「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改める。

附則第七十四条第一項中「毎年度」を「組合の毎事業年度」に改め、「組合（」の下に「指定都市職員共済組合、」を加え、同条第二項中「毎年度」を「当該組合の毎事業年度」に改め、「、当該機構等を監督する大臣を経由して」を削る。

附則第七十四条の三を削る。

附則第七十四条の二中「各事業年度」を「毎事業年度」に改め、同条を附則第七十五条とする。

別表第一及び別表第二を削る。

（地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）の一部を次のように改正する。

第七十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（共済法による長期給付に要する費用のうち昭和三十六年四月一日前の期間に係る部分等）」を付し、同条第一項中「掲げる給付」の下に「（組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合又は都市職員共済組合にあつては、市町村連合会（共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。第八十一条第五項において同じ。））。次条において同じ。）が支給するものに限る。以下この条において同じ。）」を加え、同条第三項各号を次のように改める。

- 一 厚生年金保険法第四十二条の規定による老齢厚生年金（第三号に掲げるものを除く。） 当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者（同法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）である間に支給されるものを除く。）の額の算定の基礎となつている第三号厚生年金被保険者期間（同項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）を基礎として同法附則第九条の二第二項の規定の例により算定した額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、

当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

二 厚生年金保険法附則第八条の規定による老齢厚生年金 当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

三 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第五十八条第一項から第三項までの規定による老齢厚生年金（当該老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金を含む。） 当該老齢厚生年金（第三号厚生年金被保険者である間に支給されるものを除く。）の額（六十五歳に達したとき以後に支給する老齢厚生年金にあつては、同条第四項の規定の例により算定するものとした場合の額）（当該老齢厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

四 厚生年金保険法による障害厚生年金 当該障害厚生年金の額（当該障害厚生年金の受給権者の配偶者であつて、六十五歳以上である者を計算の基礎とする加給年金額が加算されている場合には、当該加給年金額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

五 厚生年金保険法による障害手当金 当該障害手当金の額に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

六 厚生年金保険法による遺族厚生年金 当該遺族厚生年金の額（当該遺族厚生年金が国民年金等経過措置政令第五十八条第三項第十二号に規定する遺族厚生年金であつて、同号に規定する配偶者に支給されるものである場合には、国民年金等経過措置政令第五十六条第三項第四号ニに規定する老齢基礎年金の加算額に相当する額を控除して得た額）に公的負担対象期間率を乗じて得た額に相当する額

第七十九条第四項中「組合員期間の月数から追加費用対象期間の月数を控除して得た」を「第三号厚生年金被保険者期間の」に改める。

第七十九条の次に次の一条を加える。

第七十九条の二 組合が支給する厚生年金保険法による保険給付のうち二以上の種別の被保険者であつた

期間を有する者に係る障害厚生年金若しくは障害手当金又は遺族厚生年金（同法第五十八条第一項第四号に該当することにより支給されるものを除く。）の支給に要する費用について昭和六十年改正法附則第三十三条第一項第一号に規定する昭和三十六年四月一日前の期間（国家公務員共済組合法の長期給付に関する規定の適用を受ける者であつた期間に限る。）に係る長期給付（共済法第七十五条第一項各号に掲げる保険給付を含む。以下この条において同じ。）に要する費用に相当するものとして政令で定める部分に相当する額を計算する場合には、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第一号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者期間をいう。）及び第四号厚生年金被保険者期間（厚生年金保険法第二条の五第一項第四号に規定する第四号厚生年金被保険者期間をいう。）を、当該長期給付の額の計算の基礎となつた第三号厚生年金被保険者期間とみなして、昭和六十年改正法附則第三十三条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び前条第一項から第四項までの規定を適用する。

第八十一条第一項中「新共済法」を「共済法」に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に、「新施行令第二十九条第一

項」を「施行令第二十九条の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「すべて」を「全て」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第三項中「新共済法」を「共済法」に、「この条」を「この項及び次項」に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第四項中「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第五項中「（新共済法第二十七条第一項に規定する市町村連合会をいう。）」を削り、「連合会役職員（新共済法）を「連合会役職員（共済法）」に、「すべて」を「全て」に、「組合員」を「第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改める。

第八十二条第一項中「新施行令」を「施行令」に改め、同条第二項中「新施行令」を「施行令」に、「すべて」を「全て」に、「の組合員」を「の第三号厚生年金被保険者」に、「標準給与」を「厚生年金保険標準報酬等合計額」に改め、同条第三項中「新施行令」を「施行令」に改める。

（社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令の一部改正）

第三条 社会保障協定の実施に伴う地方公務員等共済組合法等の特例に関する政令（平成二十年政令第三十八号）の一部を次のように改正する。

目次及び第一章の章名を削る。

第一条中「」及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）を「。以下「地共済法」という。」に改める。

第二条及び第二章の章名を削る。

第三条に見出しとして「（地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例）」を付し、同条第一項中「法第五十八条第一項」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（以下「法」という。）第四十九条」に、「合衆国協定」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」に改め、同条第二項中「第五十八条第一項」を「第四十九条」に改め、「。以下同じ」を削り、「すべて」を「全て」に、「合衆国実施機関」を「社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第一条1(f)に規定するアメリカ合衆国の実施機関」に改め、同条第四項中「第五十八条第一項又は第二項」を「第四十九条」に改め、「（地共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける者にあつては、地共済

法の長期給付に関する規定に限る。以下この項において同じ。」を削り、同条を第二条とする。

第三章及び第四章並びに第五章の章名を削る。

第三十九条中「第七十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）第九十四条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第三条とする。

第四十条中「第七十三条第一項」を「第五十一条第一項」に、「次に」を「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令第九十五条各号に」に改め、同条各号を削り、同条を第四条とする。

第六章を削る。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令等の一部を改正する政令（平成

二十五年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第二条及び第三条を次のように改める。

第二条及び第三条 削除

(国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正)

第五条 国有資産等所在市町村交付金法施行令(昭和三十一年政令第百七号)の一部を次のように改正する。

第一条の四第三号中「第四百二十二条第五項」を「第四百二十二条第四項」に、「第三条第一項の」を「第三条第一項第三号に規定する」に改める。

(非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正)

第六条 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和三十一年政令第百三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「掲げる年金たる給付」を「掲げる当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

一 傷病補償年金(第十一条)	厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十	○・七三
----------------	---	------

<p>二 傷病補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るもの</p>	<p>る公務上の災害に係るものを除く。）</p>
<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>三号。以下この表及び次項の表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十四年法律第四百十一号）による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この表、次項の表及び第五項の表において「障害基礎年金」という。）</p>
<p>○・八二（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、</p>	

<p>に限る。)</p>	<p>三 障害補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>○・八一)</p>
<p>四 障害補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを限る。）</p>	<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>○・八二（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・八一）</p>	

<p>五 遺族補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この表及び次項の表において「遺族厚生年金等」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この表及び次項の表において「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>○・八〇</p>
<p>六 遺族補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災</p>	<p>遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	<p>○・八七</p>

害に係るものに限る。)

附則第三条第二項中「、当該損害補償」を「、当該年金たる損害補償」に、「から当該損害補償」を「から当該年金たる損害補償」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>一 傷病補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>一 障害厚生年金等</p> <p>二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第</p>	<p>○・八六</p> <p>○・八八</p>
---	---	-------------------------

	<p>二 傷病補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>
<p>二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金（以下この表及び第五項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）</p>	<p>一 障害厚生年金等</p> <p>二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済</p>
	<p>○・九一（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、○・九〇）</p> <p>○・九二（第一級の傷病等級に該当</p>

	<p>年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・九一）</p>
<p>三 障害補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>一 障害厚生年金等</p> <p>二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>〇・八三</p> <p>〇・八八</p>
<p>四 障害補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災</p>	<p>一 障害厚生年金等</p>	<p>〇・八九（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償</p>

<p>害に係るものに限る。）</p>	<p>二 障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>年金にあつては、 ○・八八） ○・九二（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・九一）</p>
<p>五 遺族補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>一 遺族厚生年金等 二 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族</p>	<p>○・八四 ○・八八</p>

	<p>共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	
<p>六 遺族補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>一 遺族厚生年金等</p> <p>二 遺族基礎年金（当該損害補償の事由となつた死亡について平成二十四年一元化法改正前国共済法等による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>〇・八九</p> <p>〇・九二</p>

附則第三条第三項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に、「年金たる給付の二が支給される」を「法律による年金たる給付の数が二である」に、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表を次のように改める。

<p>一 傷病補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災</p>	<p>一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧船員保険法による障害年金」という。）</p> <p>二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧厚生年金保険法による障害年金」という。）</p> <p>三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び第六項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）</p>	<p>○・七五</p>
<p>二 傷病補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災</p>	<p>一 旧船員保険法による障害年金</p>	<p>○・八三（第一級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつ</p>

三 障害補償年	害に係るものに限る。)		
一 旧船員保険法による障害年金	三 旧国民年金法による障害年金	二 旧厚生年金保険法による障害年金	
○・七四	○・九二) 年金にあつては、 害に係る傷病補償 等級に該当する障 害に係る傷病補償 年金にあつては、 ○・九二)	○・九三(第一級 又は第二級の傷病 等級に該当する障 害に係る傷病補償 年金にあつては、 ○・八二)	ては、○・八二)

<p>金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>四 障害補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>
<p>二 旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>一 旧船員保険法による障害年金</p>
<p>○・七四</p>	<p>○・八九</p>
<p>○・八三（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・八一、第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金に</p>	<p>○・八三（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては○・八一、第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金に</p>

	<p>二 旧厚生年金保険法による障害年金</p>	<p>あつては〇・八二)</p>
<p>三 旧国民年金法による障害年金</p>	<p>〇・八三（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては〇・八一、第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては〇・八二)</p>	<p>〇・九三（第一級</p>

<p>六 遺族補償年</p>	<p>五 遺族補償年金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>			
<p>一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金</p>	<p>一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金</p>	<p>二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金</p>	<p>一 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金</p>	
<p>○・八七</p>	<p>○・九〇</p>	<p>○・八〇</p>	<p>○・八〇</p>	<p>又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、 ○・九二</p>

<p>金（第十一条の二に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>たる保険給付のうち遺族年金</p> <p>二 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p> <p>三 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>〇・八七</p> <p>〇・九三</p>
--------------------------------------	---	-------------------------

附則第三条第四項中「当該損害補償」を「当該年金たる損害補償」に改め、「当該各号に掲げる」の下に「法律による」を加え、同条第五項を次のように改める。

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の上欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第五条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の上欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が二である場合にあつては、その合計額）を三百六十五で除して得た

額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとする。

障害厚生年金等及び障害基礎年金	○・七三
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	○・八六
障害基礎年金（当該損害補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法等による障害共済年金が支給される場合を除く。）	○・八八

附則第三条第六項中「この政令の規定にかかわらず、この政令」を「第五条の規定にかかわらず、同条」に改め、「同表の上欄に掲げる」の下に「当該」を加え、「がこの政令の規定による」を「が当該」に改め、「当該年金たる給付」を「当該法律による年金たる給付」に改め、同項の表中「の規定」を削る。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正）

第七条 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年

政令第二百八十三号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「二が支給される」を「数が二である」に改め、同項の表を次のように改める。

傷病補償年金	
<p>厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）による障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）</p>	○・八六
<p>国民年金法による障害基礎年金（同法第三十条の四の規定による障害基礎年金及び平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済</p>	○・八八

<p>年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち障害共済年金又は厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第二条第一項第二号に規定する旧農林共済法（以下この表において「旧農林共済法」という。）による障害共済年金の事由と同一の事由により支給される障害基礎年金を除く。以下この条において同じ。）</p>	
<p>昭和六十年法律第三十四号第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下この条において「旧船員保険法」という。）による障害年金</p>	<p>○・七五</p>
<p>昭和六十年法律第三十四号第三条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この条において「旧厚生年金保険法」とい</p>	<p>○・七五</p>

	う。による障害年金	
障害補償年金	旧国民年金法による障害年金 障害厚生年金等	○・八九 ○・八三
	国民年金法による障害基礎年金	○・八八
	旧船員保険法による障害年金	○・七四
	旧厚生年金保険法による障害年金	○・七四
	旧国民年金法による障害年金	○・八九
遺族補償年金	厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（次項において「遺族厚生年金等」という。）	○・八四
	国民年金法による遺族基礎年金（昭和六十年法律第三十四号附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金及び平成二	○・八八

十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成二十四年一元化法附則第七十九条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法による遺族共済年金の事由と同一の事由により支給される遺族基礎年金を除く。次項において同じ。）又は国民年金法による寡婦年金

旧船員保険法による遺族年金

旧厚生年金保険法による遺族年金

旧国民年金法による母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡

婦年金

○・八〇

○・八〇

○・九〇

附則第三条第二項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族

厚生年金等」に改め、同条第三項中「二が支給される」を「数が二である」に改め、同項の表を次のように改める。

障害厚生年金等	〇・八六
国民年金法による障害基礎年金	〇・八八
旧船員保険法による障害年金	〇・七五
旧厚生年金保険法による障害年金	〇・七五
旧国民年金法による障害年金	〇・八九

附則第三条第四項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

(地方公務員災害補償法施行令の一部改正)

第八条 地方公務員災害補償法施行令(昭和四十二年政令第二百七十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項の表を次のように改める。

一 傷病補償年	一 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)による	〇・七三
---------	-----------------------------	------

金（法第四十六
 六条に規定す
 る公務上の災
 害又は第十条
 に規定する公
 務上の災害に
 係るものを除
 く。）

<p>障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための 障害厚生年金又は被用者年金制度の一元化等を図るための 厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法 律第六十三号。以下この表において「平成二十四年一元化 法」という。）附則第四十一条第一項の規定による障害共 済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一 項の規定による障害共済年金（以下この条及び次条におい て「障害厚生年金等」という。）及び国民年金法（昭和三十 四年法律第四百一十一号）による障害基礎年金（同法第三 十条の四の規定による障害基礎年金を除く。以下この条及 び次条において「障害基礎年金」という。）</p>	
<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について 障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八六</p>
<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について障</p>	<p>○・八八</p>

害厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち障害共済年金（以下この表及び次条第一項の表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金」という。）が支給される場合を除く。）

四 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下この表において「国民年金等改正法」という。）附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち障害年金（以下この表及び次条第一項の表において「旧国民年金法による障害年金」という。）

○・八九

<p>二 傷病補償年金（法第四十六條に規定する公務上の災害又は第十條に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>		
	<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> <p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八二（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、</p> <p>○・八一）</p> <p>○・九一（第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、</p> <p>○・九〇）</p>
	<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障</p>	<p>○・九二（第一級</p>

	<p>害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・九一)</p>
<p>三 障害補償年金 (法第四十六條に規定す</p>	<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p> <p>二 障害厚生年金等 (当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)</p>	<p>〇・九三 (第一級又は第二級の傷病等級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、〇・九二)</p> <p>〇・七三</p> <p>〇・八三</p>

<p>る公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>四 障害補償年金（法第四十六条に規定する公務上の災害又は第十条に規定する公務上の災害に</p>
<p>三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>四 旧国民年金法による障害年金</p>
<p>一 障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>二 障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について</p>
<p>○・八八</p>	<p>○・八九</p>
<p>○・八二（第一級又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、</p> <p>○・八一）</p>	<p>○・八九（第一級</p>

係るものに限
る。）

障害基礎年金が支給される場合を除く。）

三 障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）

四 旧国民年金法による障害年金

又は第二級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、
○・八八）

○・九二（第一級の障害等級に該当する障害に係る障害補償年金にあつては、○・九一）

○・九三（第一級又は第二級の障害等級に該当する障

	<p>一 厚生年金保険法による遺族厚生年金又は平成二十四年一元化法附則第四十一条第一項の規定による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項の規定による遺族共済年金（以下この条において「遺族厚生年金」という。）及び国民年金法による遺族基礎年金（国民年金等改正法附則第二十八条第一項の規定による遺族基礎年金を除く。以下この条において「遺族基礎年金」という。）</p>	<p>害に係る障害補償年金にあつては、 ○・九二）</p>
<p>五 遺族補償年金（法第四十六條に規定する公務上の災害又は第十條に規定する公務上の災害に係るものを除く。）</p>	<p>二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八〇</p>
		<p>○・八四</p>

<p>三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法附則第三十七条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金」という。）若しくは平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち遺族共済年金（以下この表において「平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金」という。）が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	<p>○・八八</p>
<p>四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>○・八〇</p>
<p>五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>○・八〇</p>

	<p>六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	○・九〇
<p>六 遺族補償年金（法第四十</p>	<p>一 遺族厚生年金等及び遺族基礎年金</p>	○・八七
<p>六条に規定する公務上の災害又は第十條に規定する公務上の災害に係るものに限る。）</p>	<p>二 遺族厚生年金等（当該補償の事由となつた死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	○・八九
	<p>三 遺族基礎年金（当該補償の事由となつた死亡について遺族厚生年金等又は平成二十四年一元化法改正前国共済法による遺族共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による遺族共済年金が支給される場合を除く。）又は国民年金法による寡婦年金</p>	○・九二
	<p>四 国民年金等改正法附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	○・八七

<p>五 国民年金等改正法附則第七十八条第一項に規定する年金たる保険給付のうち遺族年金</p>	<p>○・八七</p>
<p>六 国民年金等改正法附則第三十二条第一項に規定する年金たる給付のうち母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金</p>	<p>○・九三</p>

附則第三条第二項中「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合又は遺族厚生年金等」に改め、「国民年金法の規定による」を削る。

附則第三条の二第一項中「旧国民年金法の障害年金」を「次の表の上欄に掲げる給付」に、「○・八九」を「同欄に掲げる給付ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる率」に改め、同項に次の表を加える。

<p>障害厚生年金等及び障害基礎年金</p>	<p>○・七三</p>
<p>障害厚生年金等（当該補償の事由となつた障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）</p>	<p>○・八六</p>
<p>障害基礎年金（当該補償の事由となつた障害について障害厚生年金等又は平成</p>	<p>○・八八</p>

二十四年一元化法改正前国共済法による障害共済年金若しくは平成二十四年一元化法改正前地共済法による障害共済年金が支給される場合を除く。）

旧国民年金法による障害年金

○・八九

附則第三条の二第二項中「旧国民年金法の障害年金の額」を「前項の表の上欄に掲げる給付の額（障害厚生年金等及び障害基礎年金が併給される場合にあつては、その合計額）」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第九条 消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項第四号中「第二十五条」を「第二十五条前段」に、「同法第三十八条」を「同法第三十八条第一項」に、「第三十八条の九」を「第三十八条の九第一項」に改め、「余裕金」の下に「、同法第三十八条の八第一項（厚生年金保険給付調整積立金）に規定する厚生年金保険給付調整積立金及び同法第三十八条の八の二第一項（退職等年金給付調整積立金）に規定する退職等年金給付調整積立金並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）に規定する地方の組合の組合の経過的長期給付組合積立金等の積立て）に規定する地方の組

合の経過的長期給付組合積立金及び同条第二項に規定する地方の組合の経過的長期給付調整積立金」を加え、「資金の運用」（同令）を「厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金以外の資金の運用」（同令）に、「第二十一条の四（準用規定）」を「第二十一条の三（準用規定）」において準用する場合を含む。）及び第十六条の二第一項第四号（厚生年金保険給付組合積立金等資金及び退職等年金給付組合積立金等資金の管理及び運用）（同令第二十条及び第二十一条の三並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号）第四百七十七条（地方の組合の経過的長期給付組合積立金等の管理及び運用）」に改める。

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令の一部改正）

第十条 法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律施行令（平成十五年政令第五百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「の特例に係る負担金の金額」を「等の特例」に改め、同条第二項を削り、同条第一

項中「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。」を「地共済法（」に改め、同項第一号中「地方公共団体支給給与月額（その月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した給料（地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）を「当該地方公共団体が当該検察官等に支給した報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法」に、「給料をいう。）の額に地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等（」の下に「前項の規定により読み替えられた」を、「期末手当等をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「いう。以下この号において同じ。）を合計給与月額（地方公共団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）を「当該検察官等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。以下同じ。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十一条第一項の規定により法科大学院を置く公立大学に派遣された検察官等のうち法第十三条第二項ただし書の規定による給与の支給を受ける者に関する地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百五十二号。以下「地共済法」という。）第二条第一項及び第一百六条第一項並びに地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号。以下「地共済令」という。）第六十八条第二項の規定の適用については、地共済法第二条第一項第五号中「とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律

の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、地共済法第百十六条第一項中「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一條第一項の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「国」とする。

第四条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号イの規定により地方公共団体及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 地方公共団体 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。以下同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に地方公共団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該地方公共団体が当該検察官等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定す

る報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額算定の係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該地方公共団体が当該検察官等に支給した賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。)の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該地方公共団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第六条の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第一項中「次項及び第七条第一項において」「以下」に、「地共済法の」を「地共済法第二条第一項及び第四百四十一条の二並びに地共済令第六十八条第二項の」に改め、「かかわらず」の下に、「地共済法第二条第一項第五号中」とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律(平成十五年法律第四十号)第十

三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づく給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」とを加え、「第六章」とあるのは「第六章（第百十六条を除く。）」と、「」を「第六章、」に、「の負担金」と、「とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、「と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」を「特定地方独立行政法人の職員」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の職員」と、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人の負担金及び国」に改め、「機関」の下に「と、「第十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、「と

する」を「と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「職員引継一般地方独立行政法人及び国」とする」に改め、同条第二項第一号中「職員引継一般地方独立行政法人支給与月額（その月に当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち給料）」を「当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した給与のうち報酬（前項の規定により読み替えられた）」に、「給料をいう。次条第二項第一号において同じ。」に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。」に相当するものの額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等（」の下に「前項の規定により読み替えられた」を加え、「期末手当等をいう。次条第二項第一号において同じ」を「期末手当等をいう。以下この号において同じ」に、「いう。以下この号において同じ。」を合計給与月額（職員引継一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額（第四条第二項に規定する国支給給与月額をいう。次条第

二項第一号、第七条第二項第一号及び第十条第三項第一号において同じ。）との合計額をいう。」を「当該検察官等の標準報酬の月額的基础となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等に相当するものの額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ロの規定により職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 職員引継一般地方独立行政法人 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該職員引継一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。次条第三項第一号、第七条第三項第一号及び第十条第四項第一号において同じ。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継一般地方独

立行政法人が当該検察官等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下同じ。）の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。以下同じ。）の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第六条の二の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第一項中「次項及び次条第一項において」を「以下」に、「地共済法の」を「地共済法第二条第一項及び第四百四十一条の四並びに地共済令第六十条第二条第二項の」に改め、「かかわらず」の下に「、地共済法第二条第一項第五号中」とし、その他の職員については、これらの給料及び手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「並びに法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）又は検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の規定に基づ

く給与のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」と、同項第六号中「とし、その他の職員については、これらの手当に準ずるものとして政令で定めるもの」とあるのは「及び法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十三条第二項ただし書の規定により支給される給与であつて、一般職の職員の給与に関する法律又は検察官の俸給等に関する法律の規定に基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして公立学校共済組合の運営規則で定めるもの」とを加え、「第六章」とあるのは「第六章（第百十六条を除く。）」と、「」を「第六章、」に、「の負担金」と、「とあるのは「の負担金及び国の負担金」と、「と、「の負担金」として」とあるのは「及び国の負担金」として」を「特定地方独立行政法人の職員」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の職員」と、「第六項に規定する職員団体又は特定地方独立行政法人」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人の負担金及び国」に改め、「機関」の下に「と、「第八十二条第一項」とあるのは「第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項」を加え、「とする」を「と、地共済令第六十八条第二項中「国の職員」とあるのは「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律第十一条第一項の規定により派遣された

者」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国」とする」に改め、同条第二項第一号中「職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額（その月に）」を削り、「給料に相当するものの額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）に相当するものの額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等」の下に「（前項の規定により読み替えられた地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）」を加え、「いう。以下この号において同じ。」を合計給与月額（職員引継等合併一般地方独立行政法人支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）を「当該検察官等の標準報酬の月額の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等に相当するものの額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ハの規定により職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号

に定める額とする。

一 職員引継等合併一般地方独立行政法人 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條の規定の例により算定した額とその月に当該職員引継等合併一般地方独立行政法人が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該職員引継等合併一般地方独立行政法人及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第七条の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第一項中「地共済法の」を「地共済法第四百四十四條の三第二項、第四百四十四條の十二及び第四百四十四條の三十一の」に、「地共済法第四百四十四條の三

第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの及び」を「地共済法第百四十四条の三第二項の表第二条第一項第五号の項中「相当するもの」とあるのは「相当するもの並びに」に改め、「第五条第一項に規定する俸給」を削り、「よる俸給に相当する」を「基づく給与のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定める」に改め、「第十九条の四第一項に規定する期末手当」を削り、「よる期末手当に相当する」を「基づく給与（報酬に該当しない給与に限る。）のうちこれらに相当するものとして地方職員共済組合の運営規則で定める」に、「国の負担金」を「国」に改め、「同表第百十三条第二項第二号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三條第二項第三号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と、同表第百十三條第二項第四号の項の下欄中「団体」とあるのは「団体及び国」と」を削り、

第百十四条第三項	主務省令	総務省令
----------	------	------

第百十三条第二項第三号及び第四号	地方公共団体	団体
------------------	--------	----

に、

第百十四条第二項	主務省令	総務省令
第百十五条第二項	相当する手当	相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当

を

第百十三条第二項第三号及び第四号	地方公共団体	団体及び国
第百十五条第二項	相当する手当	相当する手当及び国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）に基づく退職手当又はこれに相当する手当

に改め、同条第二項第一号中「第一号の二」を「第二号」に、「団体支給給与月額（その月に当該団体が当該検察官等に支給した給料）」を「当該団体が当該検察官等に支給した報酬」に、「給料をいう。」の額に地共済令第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。」の額を基礎として報酬月額の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え、「いう。以下この号において同じ。」を合計給与月額（団体支給給与月額と国支給給与月額との合計額をいう。）を「当該検察官等の標準報酬の月額の基礎となった報酬月額とその月に当該検察官等が受けた期末手当等の額との合計額」に改め、同条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第六号ニの規定により団体及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 団体 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該団体が当該検察官等に支給した報酬の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十

一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條の規定の例により算定した額とその月に当該団体が当該検察官等に支給した賞与の額との合計額を当該検察官等の標準報酬月額の基礎となつた報酬月額とその月に当該検察官等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該検察官等である第三号厚生年金被保険者に係る当該団体及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

第十条の見出し中「の特例」を「等の特例」に改め、同条第二項中「とし、その他の職員」の下に「
については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に
、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「」とし、その他の職員」とあるのは「」を「準ずるも
の」とあるのは「準ずるもの」として政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに
準ずる給与」とあるのは「」に改め、「第百十三條第二項各号列記以外の部分の項中」の下に「「地方公
共団体」とあるのは「次の各号に掲げるものは、当該各号に掲げる割合により、組合員の掛金及び地方公
共団体」と、「」を加え、「及び国の負担金」とあるのは「、」を「国の」とあるのは「第三号に掲げるも

のは、同号に掲げる割合により、組合員の掛金並びに」に、「の負担金及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第一号から第四号まで」を「第百十三
 条第二項各号」に、

を

第百十六条第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

に、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国の機関
	地方公共団体、特定地方独立行政	法科大学院設置者及び国

法人又は職員団体

を

第百十六條第一項		
地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	第八十二條第一項	法科大学院設置者及び国の機関
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	第八十二條第五項の規定により読み替えられた同條第一項	法科大学院設置者及び国

に改め、「と、同表第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一」とあるのは「第百四十四條の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」を削り、同條第三項第一号中「以下この項」を「以下この條」に、「にすべて」を「に全て」に

、「法科大学院設置者支給給与月額（その月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した給料）」を
「当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した報酬」に、「給料をいう。」の額に地共済令第二十三
条第一項に規定する総務省令で定める数値を乗じて得た」を「報酬をいう。」の額を基礎として報酬月額
の算定に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項
の規定の例により算定した」に改め、「期末手当等をいう」の下に「。以下この号において同じ」を加え
、「いう。以下この号において同じ。」を合計給与月額（当該国の職員に係るすべての法科大学院設置者
支給給与月額の場合と国支給給与月額との合計額をいう。）を「当該国の職員の標準報酬の月額の基
礎となった報酬月額とその月に当該国の職員が受けた期末手当等の額との合計額」に改め、同項第二号中
「すべて」を「全て」に改め、同条に次の一項を加える。

4 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第五号の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保
険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 法科大学院設置者 当該国の職員である第三号厚生年金被保険者に係る厚生年金保険法第八十二条
第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に全ての法科大学院設置者及

び国が負担すべき保険料の額の合計額に、当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した報酬の額を基礎として報酬月額算定の基礎に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条の規定の例により算定した額と
その月に当該法科大学院設置者が当該国の職員に支給した賞与の額との合計額を当該国の職員の標準報酬月額算定の基礎となつた報酬月額とその月に当該国の職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た
数を乗じて得た額

二 国 当該国の職員である第三号厚生年金被保険者に係る全ての法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額の合計額から全ての法科大学院設置者に係る前号に定める額を控除した額

第十一条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第四項中「**と**とし、その他の職員」の下に「**について**は、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「**と**とし、その他の職員」とあるのは「**と**」を「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの」として政令で定めるもの」と、「**と**とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「

「に、」「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「国の」とあるのは「第三号に掲げるものは、同号」に、「組合員の掛金、」を「組合員の掛金並びに」に、「の負担金及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三條第二項第二号及び第三号」を「第百十三條第二項第三号」に、

を

第百十六條第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

に、

第百十六條第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

第百十六條第一項	地方公共団体の機関、特定地方独	法科大学院設置者及び国の機関
----------	-----------------	----------------

を

第百十六條第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国の機関
	第八十二条第一項	第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	法科大学院設置者及び国	
	立行政法人又は職員団体	法科大学院設置者及び国

に改め、「と、同表第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一（見出しを含む。）の項中「第百四十四條の二第二項及び第百四十四條の三十一」とあるのは「第百四十四條の三十一」と、「地方公共団

体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「法科大学院設置者及び国」を削り、同条第五項中「第一号、第一号の二及び第四号を除く」を「第三号に係る部分に限る」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 前条第四項の規定は、第四項の規定により読み替えられた地共済法第四百二十二条第二項の規定により読み替えられた地共済法第一百六条第一項の規定により法科大学院設置者及び国が負担すべき保険料の額について準用する。

第十二条第二項中「及び第三項」を「から第四項まで」に改める。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律施行令(平成二十六年政令第九十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十三條第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同条第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「)とし、その他の

職員」とあるのは「」を「準ずるもの」とあるのは「準ずるものとして政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に、「組合員の掛金及び地方公共団体を」「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「国の」に、「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「第三号に掲げるものは、同号」に、「掛金、」を「掛金及び」に、「」の負担金及び国の負担金」を「」の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

を

第百十六条第一項	地方公共団体			国
第百十六条第一項	地方公共団体の機関	規定により地方公共団体	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	国の機関
				規定により国
				職員団体

に、

<p>第一百六条第一項</p>	
<p>地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体</p>	<p>派遣先企業</p>
<p>地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体</p>	<p>派遣先企業</p>

を

<p>第一百六条第一項</p>	
<p>地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体</p>	<p>派遣先企業</p>
<p>第八十二条第一項</p>	<p>第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項</p>
<p>地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）</p>	<p>派遣先企業</p>

に改め、「と、同表第四百四十四条の二第二項及び第四百四十四条の三十一（見出しを含む。）の項中「第百

四十四条の二第二項及び第四百四十四条の三十一」とあるのは「第四百四十四条の三十一」と、「地方公共団体」とあるのは「地方公共団体又は特定地方独立行政法人」と、「国」とあるのは「派遣先企業」を削る。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令の一部改正)

第十二条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令(平成二十七年政令第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「第四十三条第二項」を「第四十二条第二項」に改め、同条第二項中「長期給付」を「退職等年金給付」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「」とし、その他の職員」とあるのは「」を「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの」として政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に、「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「国の」に、「次の各号(第一号、第一号の二及び第四号を除く。)に掲げるものは、当該各号」を「第

三号に掲げるものは、同号」に、「及び国の負担金」を「及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

を

第百十六条第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

に、

第百十六条第一項	地方公共団体の機関	国の機関
	規定により地方公共団体	規定により国
	職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	職員団体

第百十六条第一項	地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
	地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国

を

第百十六條第一項		
地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関	
第八十二條第一項	第八十二條第五項の規定により読み替えられた同條第一項	
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において「地方公共団体等」という。）	組織委員会及び国	

に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替え後の地共済法第百十三條第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替え後の地共済法第二條第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額額の算定に係る地共済法第四十三條第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四

項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替え後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

第四条第六項中「地共済令」を「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第七号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三

条第一項第三号に規定する報酬をいう。)の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与(同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。)の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額(同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。)の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令の一部改正)

第十三条 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法施行令(平成二十七年政令第二百五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第四十三條第二項」を「第四十二條第二項」に改め、同條第二項中「長期給付」を「

退職等年金給付」に改め、同条第四項中「とし、その他の職員」の下に「については、これらに準ずる給与として政令で定めるもの」を加え、「及びこれ」を「並びにこれら」に、「ものとし、その他の職員」を「もの」に、「）とし、その他の職員」とあるのは「）」を「準ずるもの」とあるのは「準ずるもの」として政令で定めるもの」と、「とし、その他の職員については、これらに準ずる給与」とあるのは「」に、「組合員の掛金及び地方公共団体」を「地方公共団体」に、「組合員の掛金及び国の負担金」を「国の」に、「次の各号（第一号、第一号の二及び第四号を除く。）に掲げるものは、当該各号」を「第三号に掲げるものは、同号」に、「）及び国の負担金」を「）及び国の」に、「及び第四項」を「から第五項まで」に、「第百十三条第二項第二号及び第三号」を「第百十三条第二項第三号」に、

第百十六条第一項	地方公共団体	国
----------	--------	---

第百十六条第一項		
地方公共団体の機関	国の機関	職員団体（第三項において「地方職員団体」を「地方公共団体の職員」として規定するもの）及びこれらに準ずるもの
規定により地方公共団体	規定により国	
職員団体（第三項において「地方職員団体」を「地方公共団体の職員」として規定するもの）及びこれらに準ずるもの		職員団体

公共団体等」という。）

に、

第百十六條第一項	
地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国

を

第百十六條第一項	
地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体	組織委員会及び国の機関
第八十二条第一項	第八十二条第五項の規定により読み替えられた同条第一項
地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体（第三項において	組織委員会及び国

て「地方公共団体等」という。）

に改め、同条第五項第一号を次のように改める。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等に係る読替後の地共済法第百十三条第二項第三号の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（読替後の地共済法第二条第一項第五号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額に係る地共済法第四十三条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した期末手当等（読替後の地共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬の月額（地共済法第五十四条の二に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額
- 第三条第六項中「地共済令」を「地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 厚生年金保険法施行令第四条の二第四項第八号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の二第一項若しくは第二十三條の三第一項又は第二十四條第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となった報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

(地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令の廃止)

第十四条 地方公務員等共済組合法による再評価率の改定等に関する政令(平成十七年政令第八十三号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

(健康保険法施行令等の一部を改正する政令の一部改正)

2 健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成二十年政令第百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二十七条中「第九条の規定による改正後の」及び「(以下「新地共済令」という。)」を削り、

「及び第五項並びに地方公務員等共済組合法施行令」を、「第二十八条の二第一項及び」に、「新地共済令」を、「同令」に、「以下同じ」を「次条第一項及び附則第三十条の二において同じ」に、「同条第

五項及び地方公務員等共済組合法施行令」を「同令第二十八条の二第一項及び」に改める。

附則第五十三条第一項中「新地共済令」を「第九条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法施行令（以下「新地共済令」という。）」に改める。

理由

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、掛金等及び給付額の標準報酬等に基づく算定、退職等年金給付の支給等に関し必要な事項を定める等の必要があるからである。